

天皇制国家と六大巡幸の機能

——明治初期の地方巡幸を中心に——

笠原英彦

- 一、はじめに
- 二、行幸・巡幸研究の多様性とその問題点
- 三、明治五年地方巡幸の位置づけ
- 四、地方巡幸と中央集権化
- 五、明治九年地方巡幸の政治的意義
- 六、おわりに

一、はじめに

明治前期には王政復古に立脚して天皇が全国各地を巡行する六大巡幸が実施された。廃藩置県の翌年、明治五年の九州・西国巡幸を皮切りに明治九年の北海道・東北地方巡幸、明治十一年の北陸・東海道巡幸、明治一三年の山梨・三重・京都巡幸、明治一四年の北海道・秋田・山形巡幸、明治一八年の山口・広島・岡山巡幸がそれぞれある。

本研究は、天皇制国家である明治国家の形成期に天皇の地方巡幸が果たした政治的機能を明らかにすることを目的としている。その前提として、明治新政府が王政復古を契機に天皇親政論や王土王民思想を掲げて、古代国家をモデルに中央集権化を推進する一つの統治手段として行幸を復活させたことにとりわけ注目した。古代の天皇（大王）が各地を巡行し国司（在地首長）らによる地域支配を正統化した京外行幸と同様に、明治天皇も六大巡幸を通じて各地に派遣された地方官による地方統治を権威化・補完した。

本稿ではまた、維新政権とも呼ばれる西南戦争に先立つ明治初期の国家形成期に行われた二大巡幸を取り上げ、地方巡幸に関する多様な先行研究を整理し問題点を析出しつつ、巡幸のもつ政治的意義を再検討する。とりわけ近代日本の行幸啓に関する原武史氏の研究とその批判の対象とされたタカシ・フジタニ氏と牧原憲夫氏の研究を詳しくかつ批判的に検討しつつ持説を述べたい。

原氏は明治期の行幸を考究し、大名行列等を事例に近世、近代日本に通底する支配様式に着目し、これを「視覚的支配」と呼んだ。一方、フジタニ、牧原の両氏はベネディクト・アンダーソンの『想像の共同体』に示唆を得て近代日本の行幸を探究し、天皇の巡幸は国民的結合の焦点とはなりにくい「時代遅れの儀礼様式」、あるいは国民がそうした認識を共有することで「近代天皇制は安定」するとの見方を示した。しかし三者のこうした見解は一面的であり、明らかな誤謬を含んでいるといわねばならない。筆者はこれらを具体的に批判するとともに、行幸とは何かという原点に立ち返って持論を展開したい。

明治五年の九州・西国巡幸は当時、新政に対する最大の批判者とも目された鹿児島・島津久光を明治天皇が慰撫し、上京を促すといった政治的目的から西郷隆盛ら新政府により断行されたとされてきた。その研究史を追いながら、佐々木克氏や宮崎康氏などの従来説や朴三憲氏の新説を踏まえて、いわゆる「全国要地巡幸建議」をめぐる留守政府の政治的意図や同巡幸の計画性、明治九年の北海道・東北地方巡幸との連続性を視野に入れ、検討

を加えてみたい。そのため種々の公文書や私文書から重要な史料を渉獵して、同巡幸が中長期的視点から太政官を中心に関係各省が実施したことをできるだけ明らかにするよう以下、試みる。

明治九年の北海道・東北地方巡幸は、いわゆる大久保政権が内外の懸案事項である北方の防備と各地に頻発していた土族の反乱等を鎮静化すべく試みた人心収攬策であった。新政府は天皇の君徳培養と地方の振興をめざして、同巡幸を断行した。前者については内閣顧問として宮中入りした木戸により、そして後者については地方統治や地方振興の責任者たる内務卿の大久保によって、この地方巡幸に託されたといえよう。同巡幸の先発役を担った大久保や巡幸を通じた天皇の君徳輔導に専心した木戸の動向を追うことで、六大巡幸の発展段階を再確認してみたい。

二、行幸・巡幸研究の多様性とその問題点

筆者はかつて行幸の政治的機能を明らかにすべく、「行幸と中央集権化」及び「行幸と地方統治」という二つの側面に光を当て、論考をまとめたことがある。⁽¹⁾そこでは主として行幸が政治的機能を発揮したのが天皇制国家の形成期であることを指摘した。古代以来の日本には臣下第行幸や寺社行幸など様々な類型がみられるが、同論考ではその関心にしたがって京外行幸（地方巡幸）に絞って論究した。いうまでもなく、日本の古代国家と近代国家は天皇（大王）を中心とする中央集権国家を志向し、中華帝国の覇権拡大や欧米列強の外圧といった海外からのインパクトを契機に、国家形成期に中央集権化と地方統治の強化に力を注いだ。この時を隔てた二つの時代には、天皇を頂点とする太政官制という中央統治機構の採用という共通点がある。⁽²⁾

太政官制は日本固有の側面が大きく、天皇の政治的性格に対応して構築された。古代、近代を問わず、天皇は

政治的宗教的権威であり、実際政治は政治権力を掌握する太政官制が運営に当たった。⁽³⁾ こうした時代において、天皇の行幸は中央集権化や地方統治の有力な政策手段の一つであった。筆者は上述の研究において、「とりわけ地方官を中心とする形成期の地方制度を天皇の政治的権威により補完しようとする政策的意図」に着目した。⁽⁴⁾ すなわち両時代の行幸には、中央政府が地方統治のため派遣した地方官（古代の国司、近代の府知事、県令）の権威化という共通の政策目標が託されていたのである。

かねてより行幸の意義をめぐっては多様な研究がなされてきた。行幸は単に象徴的機能を果たすだけではない。元来、行幸の思想的背景には儒教があり、中国皇帝の仁政を範としたとの見解もあるが、一方で現実の政治的需要にも注目すべきであろう。仁藤敦史氏が古代の行幸について指摘したように、天皇の行幸は律令制とともに発現しただけでなく、大化前代の大王行幸・「国見」の発展として捉えることができる。また、同氏は「在地首長制論」の視点からも検討を加えた。⁽⁵⁾ このほか、行幸の政治的意義については、石川千恵子氏の東国行幸を対象とした研究や早川庄八氏の「畿内政権論」の視点からの研究などが知られる。⁽⁶⁾

こうした諸研究から、古代の行幸は畿内政権と在地首長層双方の政治的需要の産物ということもできよう。さらに古代行幸の政治的機能を考察する上での重要な視点として、「服属儀礼」が地域支配の確認という意義を有することも明らかにされてきた。すなわち古代の京外行幸は、畿内政権の地方統治策の一環とみなされよう。これにより、国郡制の定着が推進された。もちろん同様に近代国家の形成過程においても、行幸は中央集権的秩序を生み出す重要な天皇の統治行為であり、国家の統合に不可欠であった。明治政府は行幸という政策手段を用いて政権の正統性を確保しようとしたことはまちがいない。明治国家においては、天皇に国の統治権を認める「国体論」があつて、行幸は「国体論」を具体化する有力な政策手段の一つでもあつた。⁽⁸⁾

一方、日本政治思想史の立場から、原武史氏は行幸啓により大日本帝国を「可視化された帝国」と呼んだ。原

氏はベネディクト・アンダーソンの著作、『想像の共同体』⁽⁹⁾に影響されたタカシ・フジタニ氏の研究、『天皇のページェント』⁽¹⁰⁾を批判した。コーネル大学の政治学者であるアンダーソンは、国民（臣民）を「イメージとして心に描かれた想像の政治共同体」と捉えた。フジタニ氏は「天皇の身体が動くことによって、天皇の巡幸する沿道の様々な場所が——同じ空間内ではなく——時間を通して、ひとつの空間的連続性へと形づくられていったのである。（中略）天皇の巡幸はやはり国民的結合の焦点とはなりにくかった。近代国民国家にとっては、時代遅れの儀礼様式だったのである」と論じた。そしてそのため、明治後期になって行われなくなったとの理解を示したのである。⁽¹¹⁾

原氏は、こうしたフジタニ氏の見解に疑問を呈した。フジタニ氏は事実を誤認しており、明治後期以降も地方巡幸は継続されていたと原氏は指摘する。⁽¹²⁾ここで原氏が指摘したのは、重要なのは抽象的に想像することではなく、「あくまで個別の天皇や皇太子の身体を媒介とする、視覚的で具体的なものである」として、これを「視覚的支配」と呼んだ。⁽¹³⁾

また、原氏はフジタニ氏と同様の理由で、牧原憲夫氏の研究を論駁した。牧原氏の著した『客分と国民のあいだ』⁽¹⁴⁾では、一八八九年の憲法祝賀行事をめぐる、「そこにはやはり『御真影』が登場し、万歳は唱えないまでも東京の角に『拝礼』をしたところも少なくなかった」とされている。しかも「新皇居での憲法授与式とその時間が念頭におかれており、自分たちの儀式が全国的におこなわれている行事の一環であることも充分に意識されていた」という。また、「紀元節・天長節のたびに小学校に住民が参列させられるが、それはまさしく『全国一斉』であることに意味があり、『君が代』をうたい『万歳』をとえらるるなかで、人びとは『日本国民のひとり』であることを実感させられることになる」と論じた。⁽¹⁵⁾

これに対して、原氏は、全国で行われる紀元節や天長節の儀礼により人々が自らを国民と認識する「想像の共

「同体」が確立していたと牧原氏の説を捉え、それによって「近代天皇制は安定」するとの見方を退けた。つまり原氏は、近代天皇制は明治天皇、大正天皇、昭和天皇といった個別の支配者の身体とは無関係に安定していたわけではないとして、フジタニ氏だけでなく牧原氏の説にも疑義を呈したのである。すなわち原氏は、「フジタニや牧原のいうページエントの『時間的同一性』や儀礼の『全国一斉』にしても、果たしてどれだけそういえるのか」と疑問を投げかけた。⁽¹⁶⁾

これに対し、筆者は三者の考え方はそれぞれに一面的であると考ええる。フジタニ、牧原両氏の指摘するそうしたページエントによる国民意識の形成を否定するものではない。しかし、近代日本の行幸が王政復古に伴う古代行幸（「国見」）の復活であることを考えれば、「時代遅れの儀礼様式」というのは明らかに誤りであろう。一方、原氏がこうした見解に対し批判の根拠として挙げた明治後期以降の地方巡幸に対する事実誤認は、けっしてそれまでの近代日本の行幸に関する研究が明治初期に偏っていたからというわけではない。むしろ明治前期の行幸には、国家形成期に特有の政治的機能が期待されていたことを見落とすべきではなからう。明治の前期から後期へ向けて行幸にみられる変容は、近代国家の形成過程において行幸に期待される機能の変化に起因していると考えられる。とはいえ、原氏が着目する個々の天皇の身体を媒介とする「視覚的支配」の重要性までも否定するものではない。

それについて、原氏は「もつともそれは、明治になって突然出てきたものではなく、後述する徳川体制という、東アジアでも特異な体制が二百年以上も続いた『遺産』を半ば継承したものであった。つまり『視覚的支配』とは、世界史の発展法則に還元されない、あるいは国民国家の成立によって解消されない、近世、近代日本に通底する支配様式であったというべきであり、それが近代になってどのように継承されながら変容していくかについても、注意深く探る必要がある」と論じた。⁽¹⁷⁾

筆者はこうした行幸に対する原氏の歴史的評価には容易に与しえない。果たして明治以降の行幸は、同氏のいう「東アジアでも特異な体制が二百年以上も続いた『遺産』を半ば継承したもの」といいうるであろうか。ここにいう「特異な体制」とされるのは、鎖国の方針が採られた徳川幕藩体制のことにほかならない。

原氏はさらにこれを詳しく、「戦国の最終的な勝利者がそのまま政権をとった徳川日本には、支配イデオロギーと呼べるものがはっきりしなかった。その代わりに、支配者の威光や格式を人々に視覚的に見せる統治技術は、泰平の時代が二百年以上続くうちにすさまじいほど発達した。ここではその代表的事例として、大名の参勤交代と、将軍や大名の日光社参に注目したい」と述べた。そしてより具体的に、「参勤交代では通常、百五十人から三百人、多いときには二千五百人を超える大名の行列が、江戸と全国二百以上の地方諸藩との間を毎年定期的に往復した。一方、日光社参は、すべての将軍が行ったわけではなかったが、その行列の規模はさらに大きく、十四万人から二十三万人に達し、多くの大名をつき従えて、徳川家康を祀る日光東照宮に参詣した。これらの行列が街道を進むときには、沿道でのさまざまな規制や整然とした秩序の創出が見られ、宿場町などでは人々が行列に向かって土下座することを強いられた。つまりこの段階で、すでに日本では、江戸を中心に、北海道と沖縄を除く全国レベルでの『視覚的支配』が成立していたことになる⁽¹⁸⁾」と説明した。

すなわち原氏によれば、すでに江戸時代においてほぼ全国レベルの「視覚的支配」が成立しており、そして前述したように、同氏はこれが近世、近代日本を通底する支配様式であったとする。原氏はそれをより具体的に、明治以降の行幸を参勤交代や日光社参といった近世に成立した「視覚的支配」と同様の「支配様式」とみなし、その連続性を指摘したのである。

しかし上述のように、近代の行幸はおおむね王政復古に伴う古代の行幸の再現と捉えるべきであり、仮に原氏のいう「視覚的支配」を拡大解釈したとしても、近世の参勤交代や日光社参と直ちに結びつけて考えることには

無理があるろう。大名が江戸と領地とを往復する参勤交代は、確かに大名行列という威風堂々とした姿を街道筋の民衆に見せつけたときもあつたであろうが、通過する諸国は自らの領地ではなく、「支配」という用語はなじまないであろう。日光社参も將軍が大名を従えて日光東照宮を参拜するもので、これまた大行列を編成して街道沿いの民衆に多大の視覚的インパクトを与えることで、幕府の強大な権力を印象づけたことはまちがいないが、天皇の行幸とはその性格を異にするというべきではなからうか。

そもそも参勤交代は、外様大名や譜代大名の藩財力を消耗させ、ひいては各藩の弱体化をねらつた幕府の大名統制策にほかならない。日光社参も幕府財政を逼迫させ、早くも四代將軍、家綱の頃には終止符が打たれていた。長期にわたる行幸、巡幸は天皇の復権や権威回復を各地に広める一種の示威行動である。前者が封建社会を前提とし、徳川封建体制の強化が企図されていたのに対し、近代の巡幸は中央集権体制の創出が政治的目的に据えられ、新たな支配者、統治者となつた天皇の姿を内外に示す(可視化する)ための一大イベントであつた。すなわち前者が権力の誇示を目的としたのに対し、後者はその権威による国家、臣民の統合をめざしたものであり、そこに働いていた政治的意図は大きく異なつたとみるべきであらう。

確かに徳川政権は戦国の勝者が樹立したのであるから、最初から支配イデオロギーなどあらうはずもない。したがつて、支配者側は將軍らの「威光」や「格式」を駆使して政治体制の安定を補完せざるを得なかつたと原氏はいう。⁽¹⁹⁾ 同氏によれば、それは思想史家の渡辺浩氏が堀景山の言を引いて「統治の拠」と呼んだ技術に通じるとする。⁽²⁰⁾ 視覚的な「技術」という側面で共通するところがあることは否定しないが、それが果たして一種の統治手段として近世と近代を通底していったといえるであらうか。甚だ疑問である。

参勤交代や日光社参の行列が沿道の民衆にとつて神秘的なものであつたとしても、明治以降の巡幸が天皇の身体を媒介として民衆に受容されていったことは次元が異なる。文久三年の攘夷祈願において將軍家茂が孝明天

皇に従ったことをもって、「このときの天皇を中心とする行列は、かつての將軍の日光社参に似ていた」から、「天皇も、『視覚的支配』だけは將軍から受け継いでいた」と論証なしにいわれても、俄かに首肯しえないのは当然であろう。それは視覚上の「技術」の単なる類似性以上のものではない。よって、ここから「天皇も、『視覚的支配』だけは將軍から受け継いでいた」などと断じることには無理があるろう。

明治五年に始まり明治一八年に結了する、いわゆる六大巡幸に実証研究の鍬を入れたのは、田中彰氏の先駆的業績である。⁽²²⁾ 天皇巡幸の意義について、同氏は政治支配のシンボル、地方支配、地方名望家、軍隊といった諸問題という観点より分析を加え、天皇巡幸は「近代天皇制の国家的プロパガンダだった」と結論づけた。その目的は、政治支配の正統性と仁政的天皇のイメージを民衆に浸透させることにあった。

また、上述の原氏と同様に天皇を可視化することにより、六大巡幸を通じて天皇の威光が民衆の間に波及した点に着目した多木浩二氏の研究も多くの注目を集めた。⁽²³⁾ UCSDのユニークな歴史学者、タカシ・フジタニ氏は巡幸を天皇の一儀礼形態と捉えた。フジタニ氏によれば、巡幸はまさに「天皇のページェント」であり、天皇と民衆とが「見たり」、「見られたり」する相互作用の過程において民衆はしだいに国民化し、天皇統治の正統性も確立していったと考えたのである。⁽²⁴⁾ この見方は現代の象徴天皇制にもあてはまる。今なお、よく用いられる「帝王学（帝王教育）」にも通じるものといえよう。

多くの研究のある明治の六大巡幸の中で最も信頼でき、内容的に充実しているのが佐々木克氏の論考であろう。⁽²⁵⁾ 佐々木論文の特徴は、巡幸が行われた時期を重視し、その政治的背景との関係に注目した点にある。同氏によれば、明治政府は「近世の天子とは一変したイメージの天皇を創造した上で、相次ぐ巡幸という大イベントを挙行了した」とする。筆者はかつて明治の六大巡幸に考察を加えた際、⁽²⁶⁾ 律令国家形成期の古代行幸を取り上げ、大王の「国見」以来のその機能や性格に検討を加えた。期せずして、佐々木氏も同様の視点から古代日本の行幸に言及

している。それは同氏もまた、中央集権国家の形成と行幸の関係を重視したからにちがいない。

佐々木氏は六大巡幸を手際よく総括し、第二回目にあたる明治九年の奥羽・函館巡幸のころには、行幸のスタイルやパターンが固まったとして、必須の臨幸施設（県庁・裁判所・学校）や巡幸における天皇の行為の類型化を指摘した。その上で、佐々木氏は巡幸の機能にふれ、地域の有力者を通じた民衆の統合に言及する。そして明治後半以降、巡幸の急速な減少の原因を「天皇イメージの民衆への定着・浸透を進めるといふ政策」の終了に求めた。同氏が政治史の文脈において、内閣制度の創設や官府分離を天皇の「万機親裁」の否定、「立憲君主」としての天皇の創造という政府方針の大転換として説明しているのはとりわけ注目に値しよう。⁽²⁷⁾

なお、この六大巡幸をめぐることは、同時期に比較的規模の大きい巡幸が数年置きに挙行されたことから、これらは一連のものとして捉えられてきた。しかし、たとえば最初の明治五年の巡幸は他の行幸とは異なり、特異な政治的意図の下に断行された側面があることは否定できない。当時、鹿児島には政府の新政策や同藩出身の西郷や大久保らに反発する島津久光の存在があった。同巡幸には、こうした薩摩の難物、久光を慰撫し上京させるために天皇が鹿児島に出向き、その任を果たすという目的があった。そのため、表向きは西国への巡幸を装っているが、実際には久光の引き出しに最大の目的があったとの理解が広く受け入れられてきた。よって、これを明治九年以降の巡幸と一緒に論じることには反対する研究者もいる。⁽²⁸⁾

こうした異論の存する明治五年の巡幸を正面から扱ったものに、朴三憲氏の論考がある。⁽²⁹⁾ 朴氏によれば、明治五年の巡幸は島津久光を慰撫し上京させるために企図された特異な巡幸とみなすべきではないという。同巡幸は廃藩置県後、新たに中央政府となった太政官が廃藩置県の「御趣意」を貫徹するべく「府県一治ノ実効」があがっていることを示すため計画されたと考えるべきである、と同氏はいう。朴氏が指摘するように、同年の巡幸はその鹵簿の構成や各府県庁訪問の様子からも明らかのように、「天皇 太政官―各府県」というラインを県庁

の官員や府県民に新たに認識させるよう企図されていた。同論考においては、該巡幸は所期の目的を果たし、次期巡幸として「東北諸州」へ向かう呼び水となったことも立証されている。より具体的に、明治五年の巡幸の経験は「参議供奉」という慣例を創造し、続く巡幸に重要な雛形を提供したことも明らかにされた。⁽³⁰⁾

ついで、多くの事例を分析しながら、明快に巡幸の歴史的意義を明らかにした牧原憲夫氏の論考に注目してきた。⁽³¹⁾ 同氏は、「国内同心合体」して「復古之鴻行」をあげるには、西洋に倣い天皇は「国中を歩き、万民を撫育」すべしと、巡幸の意義にふれた。それが「復古のための西洋化」である。指摘のように、大久保が「大坂遷都建白」に述べた天皇の「京都の旧習」からの脱皮が大きな焦点であったことは、筆者も別の観点より述べた。⁽³²⁾

明治政府が近代化政策を推進する上で、天皇は「仁君」の役目を果たす必要があった。そのため、天皇を「見られること」、「見せること」を意識的に行う巡幸が強く求められた。上述の通り、兵部省の建議に始まる明治五年の巡幸は、まさに開化政策をてこ入れするため、政治的障害となっていた守旧派の頭目、島津久光を天皇自らが慰撫、上京を促すことこそ、政府にとつて最大の懸案事項であった。新政府が開化政策を推進する上から中央集権化に邁進し、巡幸を通じて天皇が各地を視察、他方地方官が地域の実情を報告する慣行が明治九年以降の巡幸に引き継がれたことも看過できない。⁽³³⁾

すでにふれた田中氏の先駆的研究と同様に、六大巡幸を網羅的に検討したものも少なくない。近時の業績としては、国立公文書館や宮内庁書陵部の巡幸関係史料『太政官期地方巡幸史料集成』全二四巻を活かした長谷川栄子氏の研究など地道に積み上げられた丁寧な仕事も目につく。⁽³⁴⁾ 巡幸をめぐる政府―地方官―民衆の関係は巡幸のつど、地域によりその動向は実に区々であったということができよう。一般化できない部分も少なくはなく、そうした違いがあつて当然ともいえる。政府は当初より簡素を旨としたが、地方官はいうまでもなくもつと前のめりであった。地方官にすれば、不敬を避けるべく府県民に道路整備の負担を負わせる傾向がどうしても顕著で

あった。かかる傾向は回を追うごとに拍車がかかったため、先発官の警告により抑止されることもあった。⁽³⁵⁾

三、明治五年地方巡幸の位置づけ

かねてより筆者は、明治の六大巡幸のうち最初の地方巡幸となる明治五年の巡幸を如何に位置づけるべきか、という点について少なからぬ関心を抱いてきた。なぜなら、同年の地方巡幸については、六大巡幸に数えあげられながら、特異な政治的目的から挙行されたとして、多くの六大巡幸を扱った研究において個別・具体的に取り上げられない場合が意外に多く散見されたからである。⁽³⁶⁾

すでに前章において述べたように、明治五年の巡幸が新政府の政策や方針、薩摩出身の西郷、大久保らに強硬に反発する島津久光を天皇が慰撫し上京を促す目的で行われたことを理由に、明治九年以降の巡幸と一緒に論じることに対する宮崎康氏のような考え方がある。これに対し、同巡幸を久光を宥めて上京させるために企図された特異な巡幸とみなすべきではなく、新政府が廢藩置県の趣旨を貫徹すべく計画され実効性を伴ったとする上述の朴氏の見方がある。⁽³⁷⁾

筆者は、両者の見解の相違についてさらに考察を深める上で、明治五年の地方巡幸がとりわけ留守政府の手によって開始されたことの重要性に着眼したい。同時に、同巡幸が廢藩置県のクーデター、岩倉遣外使節派遣の翌年に断行されたことをもとと重視すべきであろう。⁽³⁸⁾ 本章では、かかる視点から明治五年の地方巡幸を再検討することによって、同巡幸を六大巡幸の一つに位置づけることの妥当性について持説を述べることにしたい。

先に筆者は六大巡幸の政治的意義を考察するため、その淵源となったと考えられる古代行幸（とりわけ京外行幸、「国見」）を考究し、これを前提として明治初期の行幸として「諸省行幸」と「臣下邸（第）行幸」を取り上

げた⁽³⁹⁾。拙稿においては、時期的にみても、「諸省行幸」は廃藩クーデター直後の明治四年八月末に天皇自ら臨時に仰出され、これを受けて政府が奉迎、奉送の礼や御座の敷設等について外務省を中心に各省間の協議を進め、その結果として「諸省行幸」の概要が取り纏められたことに着目した。⁽⁴⁰⁾

かかる「諸省行幸」は、明治四年九月から翌五年にかけて頻繁に挙行された。同行幸は、これに先立ち前年に断行された廃藩置県、太政官職制改定といった一連の改革を受けて実施されたとみられる。明治四年八月の太政官職制改定は、「天皇庶政ヲ課分シ百揆ヲ統叙」し「専ラ其部事ヲ総判スル全権ヲ有ス」各省卿による自主的な政策遂行と人事権行使を保障し、中央集権を具体化、推進する官僚組織が始動したことを意味するものと考えられる。⁽⁴¹⁾そこで、天皇による「万機総判」を分掌する維新官僚らの意識高揚を狙って行幸が企図されたにちがいない。⁽⁴²⁾

これに引き続き挙行されたのが、明治五年の九州・西国巡幸である。行幸、巡幸の政治的意義を考えれば、こうした一連の行幸は、廃藩置県以降に本格化した新政府の中央集権化政策を天皇の権威により正統化する試みであったことはまちがいない。「諸省行幸」も地方巡幸も、そこに込められた政治的意図には共通する要素があったと考えられる。⁽⁴³⁾

それは、『公文録』などに「大阪並中国西国筋御巡幸」とみえる最初の本格的な地方巡幸であった。鹵簿は同年五月二三日に皇城を出発して、同年七月一二日に還幸した。⁽⁴⁴⁾明治五年五月七日、太政官より同巡幸の挙行に関する以下のような布達が出された。⁽⁴⁵⁾

第四百十八号

来ル二十三日東京 御発聲御軍艦ニテ大阪並中国四国筋 御巡幸被 仰出候事

但御道筋其他巨細ノ儀ハ追テ可相達事

壬申五月七日

太政官

この近代初の地方巡幸では海路、軍艦が用いられた。そのため、同巡幸の経費はかなりの部分が海軍省定額金から拠出されたことは、以下の布達より明らかである。⁽⁴⁶⁾

今般

御巡幸之諸御用度定額金有之省ハ其省定額金ノ内ヨリ取賄被 仰付候ニ付供奉官員諸艦乗組兵員其外ノ月給旅費手当並諸艦運転ノ諸費等海軍ニ属候要費ハ其省定額金ノ内ヲ以取賄可被致候此段相達候也

但船中賄等ノ儀ハ大藏省へ打合取計可被致候事

壬申五月十五日

正院

海軍省

すでに述べたように、巡幸の道筋は状況に応じて弾力的に変更が可能であったが、早くも同月末には実際に変更が加えられた。一行は東京を出発（品川より出航）後、伊勢を経て大阪に到着すると、五月二十九日にまず神戸より多度津への予定を変更し、大阪より一旦は丸亀直航を決定した。しかし翌日、京都に着くと前日の決定を再び翻して海路、大阪から下関に直航することになった。

佐々木氏は前掲の論考において、同巡幸を「軍艦での航行が多く、臨幸した場所も多くなき、地方民情の視察という趣は薄い」と評価した。その上で、同氏は「基本的には、政府の政策や西郷隆盛、大久保利通らの鹿児島出身の政府首脳に反感を強くしている島津久光を、慰撫して上京させるための、天皇自らの鹿児島訪問というこ

とに最大の目的があったからである」と説明を加えた。⁽⁴⁷⁾ 佐々木氏がいうように、軍艦が使用されたのは確かに若い天皇の体力を考慮したためもあるが、上述のような日程の変更も含め、鹿児島入りのタイミングを図っていた可能性はあろう。

佐々木氏は同巡幸を六大巡幸の「第一回」に位置づけているものの、かかる判断の妥当性には踏み込んでいない。同氏の見方は百歩譲っても、一般に六大巡幸の一つに数えあげられるから取り上げただけで、やはり久光の慰撫・上京のため天皇を引き出した特異な巡幸とみていることにちがいはない。同氏は「鹿児島においては、県治の状況には一切ふれられることがなかった模様である」とも述べている。⁽⁴⁸⁾ もちろん従前の研究においても、民情の視察を地方巡幸の重要な側面と捉えられることが多いことはまちがいないが、あくまでそれは地方巡幸の目的の一つにすぎない。

そこで重要なのは、明治五年の巡幸の動機を明らかにしておくことであろう。主目的はあくまで薩摩の島津久光を慰撫し上京を促すために、遠路遙々九州まで天皇が向うことにあり、そのためわざわざ本格的な地方巡幸を装ったのか。それとも廃藩置県後、中央集権化を推進するために大規模な地方巡幸を計画していたところ、新政府が旧体制を根底から解体するような廃藩置県を断行したことに業を煮やした久光が怒り心頭に発し、予想以上に政治的確執が表面化したことから、最初の巡幸の行先として西国を選んだのか。その事情を詳らかにする必要がある。筆者もかつては前者に近い見方をとっていた。しかし、かかる重大な決定を下したのが留守政府であり、岩倉、大久保、木戸といった政府の首脳部が派出して不在であったことをはっきりと認識しておくことが重要であると考えるに至った。⁽⁴⁹⁾

久光の新政批判は、このとき始まったことではなかった。少なくとも廃藩置県に先立つ明治二年の版籍奉還に対して、早くも久光は新政府への反発を示していた。同年六月一七日、版籍奉還を奏請していた藩に対し勅許が

下り、藩主は知藩事となった。ついで同月二五日、諸藩に「諸務变革」が頒布され、知藩事の家禄は藩の実収の一割に抑制された。⁽⁵⁰⁾そして藩士は以後士族となり、旧藩主たる知藩事との主従関係は解消された。⁽⁵¹⁾それにより、新政府は諸藩に何の断りもなく旧藩士を官吏として採用することができるようになった。旧藩主や藩の指導部が新政府に多大の不满を抱くのも無理はない。⁽⁵²⁾

薩摩の久光も例外ではなかった。しかし、このときはまだ、久光とも幕末以来比較的良好な関係を保持し、調整力に長けた大久保がいた。版籍奉還の直後にも、大久保や木戸は各々の出身藩の藩情を探るため帰郷した。翌三年には山口藩で脱藩騒動が勃発し、薩長両藩の確執を憂慮した大久保は久光・忠義父子に働きかけ救援に動いたが、このときは藩庁にあった西郷に阻まれた。大久保は久光の上京を促したが、「段々御激論ニ相成、十分御真意拝承いたし候。畢竟門閥一条等、且知藩事之事トテモ、是ニ而治リ相付候御見留無之」という厳しい反発に出会った。⁽⁵³⁾強烈な個性の持主、久光を擁する薩摩藩でも、同藩出身の大久保のような朝臣への風当たりは相当に厳しかった。⁽⁵⁴⁾

だが今回は、頼りの大久保すらいない。よって、留守政府の主導権は事実上、士族の頭領といってもよい西郷の掌中に握られていたとする見方も少なくない。外に使いする岩倉遣外使節団の首脳らが西郷の主導する留守政府を是認したのは、前年の廃藩置県に対して西郷が大方の予想に反して、封建制の解体を自ら進める強い意志と合理的かつ現実的な言動に終始したからであった。明治四年六月二三日付の大久保の日記には以下のようにあり、岩倉と大久保は木戸よりもはるかに柔軟な西郷に強い信頼感を抱いたであろうことは疑いない。⁽⁵⁵⁾

昨夕木戸御談不十分(中略)六字より西郷へ訪、木戸兩人政府の本二立、其余諸省二下りヤルヨリ外なし。然らハ木戸ニ於テも異存無之卜存し候。西郷子任し呉れるへく及談合、終二同意有之大ニ安心。則岩公へ參上形行申上候。

さらにそれを裏打ちするように七月一六日、廃藩置県の事後措置をめぐる廟堂での紛議に際して、西郷は「此ノ上若シ各藩ニテ異議等起り候ハバ、兵ヲ以テ撃チ潰シマス」と大音をあげ、その場を黙らせたことは余りに有名である。⁽⁵⁶⁾

西郷というとしてもこうした武断的な面が強調されがちだが、意外と合理的な側面も併せ持っていた。西郷が封建制擁護に回るとみられたのは、同人が薩摩藩の多数抱える下級士族の頭領としていかに彼らの生活保障を確保するかという難題に直面していたからにはかならない。だが、西郷は想像以上に現実的であり、職を失い路頭に迷う下級士族があふれ出ることがないように、セイフティネットを張りめぐらしていた。廃藩置県後まもなく、西郷の尽力もあって東京府に邏卒の制度が設けられたのはその一例である。⁽⁵⁷⁾

また西郷は、「断然公議を以て郡県の制度に復され候事に相成り」との冷静な判断を下していたことが、かねて流刑中知り合い親交のあった国元の桂久武に宛てた書簡から明らかである。西郷は同書簡にそう判断した理由として、「天子の威権は相立たざる国柄にて、政府と云うもの国々四方にこれある扶と申し触らし、頓と国体相立たざる旨申し述べ候由、当時（現今「筆者」）は万国に対立し、氣運開き立ち候わでは、沖も勢い防ぎ難き次第に御座候」との認識を示していた。⁽⁵⁸⁾

家近良樹氏が指摘するように、「膨大な数にのぼった鹿児島士族の給養を保証することが薩摩一藩の力ではもはや難しいと考えたであろう」とするのは極めて妥当な説明といつてよからう。⁽⁵⁹⁾ もし同氏のいう通りであったとしたら、西郷は、鹿児島士族らの生活を支え得るのは新政府を置いてほかにないという存外合理的で冷静な判断を下していたとしても不思議ではあるまい。

だが反面、こうした西郷の英断は火に油を注ぎ、久光をますます激怒させることになったことはいまでもない。廃藩置県に臨んで、憤懣やるかたない久光が邸内で花火を上げさせた話をよく知られている。⁽⁶⁰⁾ 久光も西郷と

同様に、概して直情径行型の人物とみられやすい。ここではやはり、かねてより折り合いの悪い西郷相手の言動という側面を見落すべきではなからう。落合弘樹氏が述べるように、久光は子で前藩主の忠義に宛てた書簡で、廃藩断行を自然の成り行きと予測していた。しかし西郷をさしたとみられる「新参議例之過激」と反感と怒りの矛先を西郷に向けた。⁽⁶¹⁾

芳即正氏や尚古集成館の松尾千歳氏の著書に目を通すと、やはり西郷は大久保にうまい具合に久光という難物を押し付けられた感がある。久光との関係という点からいえば、相性の悪い西郷に委ねるといのは、同人の一端さを考慮すると余りに痛々しい。感情的な側面は無視できないにしても、久光が最も忌み嫌ったのは西洋化にほかならない。芳氏によれば、かつて久光と大久保が激論になったという、かの有名な詩とは『島津久光公』にみえる漢詩であろうと推定されるといふ。詩の中には日本が西洋化を急げば、「赫々皇威日々亡」とあり、久光は日本の急進的な文明開化が皇室の存在をも危うくすると深く憂慮していたとする。⁽⁶²⁾

とはいえ、廃藩置県に伴い鹿児島も藩から県に変わると、藩主から知藩事となっていた忠義はその職を解かれ、元藩士の大山綱良が権大参事として県政を掌握することになった。久光が容易におさまらないのも当然であろう。ついに同年末、久光は県令就任運動に走り出した。これには西郷も当初はあきれ返っていたが、久光が大迫貞清を上京させるに及んで流石の南洲も大いに慌てた。西郷は急遽、留守政府の首班である三条を動かして、大迫の動きを阻止した。翌五年二月一五日、西郷は在米中の大久保に長文の書簡を宛て、「副城公の肝癢追々相起り、是のみ心配仕り申し候。宮之城公子の凶変これあり、実に愍然の仕合いに御座候」と書き送っている。久光の次男、久治の新政批判に発する自害が久光を刺激しないわけはなからう。⁽⁶³⁾

政府はこうした危険な鹿児島難物、久光の上京を再三促したが、久光はこれに強く抵抗し、従二位への昇叙も頑なに固辞した。しかしながら、その後、久光が政府入りし守旧的ともいえる改革を企図したことからすれば、

一概に西郷憎しといった感情的抵抗だけでなかった可能性もあろう。とはいえ、久光の抵抗が執拗かつ理不尽なものであったことから、西郷ら留守政府は鹿児島を一向に動こうとしない久光を放置することもできず、同年五月に及んでついに天皇を動かして西国巡幸を断行した。ために、明治九年以降の他の地方巡幸とは異なる特殊な政治的意図が働いたと捉える論考が少なくないのも頷ける⁽⁶⁴⁾。

しかし、明治五年の地方巡幸の契機は陸軍省が提出したとされる、いわゆる「全国要地巡幸建議」であったと考えられる。その原本については、先にふれた宮内庁書陵部の岩壁氏らの重要で緻密な検討がある。それによると、これまでの多くの研究が引く上掲の「建議」は、「全国要地巡幸原議」として宮内庁書陵部所蔵『軍事関係明治天皇御伝記史料』に収められている。そこには、「陸軍省文書 秘史局篇冊○全国要地巡幸原議月日欠、五月初旬カ」とみえる。「月日」を欠くが、果たして明治五年初旬ごろに提出されたのであろうか。確かに、文書提出の時期を特定することは難しいが、同月二三日の出発に先立ち文書が提出されたと考えられ、少なくとも鹿児島的情勢に突き動かされて急遽、巡幸が開始されたわけではないとみるのが妥当であろう⁽⁶⁵⁾。その詳細については、朴氏による先行研究なども検討しつつ後述する。

廢藩置県後、廟堂では薩長土肥の藩閥均衡人事が断行された。薩摩を代表して西郷が参議の職にあり、その一方で長州出身の参議、木戸は洋行中であった。土佐の板垣と肥前の大隈がそれぞれ参議に残留し、太政官の首脳部を占めていた。この人事は、当時、制度改革の要にあった木戸により提案された。木戸は藩閥均衡人事を採用することに、土佐・肥前の力をもって薩摩の勢力を牽制しようとしたにちがいない。明治四年七月一二日の大久保の日記には、西郷・木戸らの制度改革案に「異存ありといえども……（中略）……今日のままにして瓦解せんよりは、寧ろ大英断に出て瓦解いたしたらんに如ずと、仍て大事の成るを目的にして小事を問わず、同意いたし候」とあり、大久保や岩倉は枉げて木戸の制度改革方針に歩み寄ったとみられる⁽⁶⁶⁾。

しかしその後、岩倉遣外使節の派遣が本格化すると、岩倉、大久保とのバランス上、木戸の処遇、すなわち洋行参加による連れ出しが重要案件として浮上した。政府首脳にとつて、木戸を留守居役として残したまま渡航することは大きな懸念材料であった。後になって、五代友厚が野村宗七に宛てた「密報雑事」において、「何故二諸先生多数洋行スルヤと云へバ、極内実、廟堂も種々異論勝ニて、やかまし不絶。就中、木戸ト西郷輩、動スレバ、説不落合趣、木戸精微ニ過、困リモノトノ説、故ニ大久保輩、歐羅巴ニ列出シ」といみじくも指摘したように、木戸と西郷の衝突は不可避との観測があった。⁽⁶⁷⁾ 早くに同様の不安に苛まれた大久保は、同年九月一七日付岩倉宛書簡において、木戸の派出、西郷、板垣の残留という線で合意が形成できるよう岩倉に強く周旋を要請した。⁽⁶⁸⁾

岩倉はこれを受けて直ちに木戸と会談し、使節参加に向け説得するとともに、西郷と板垣の同意を取りつけるべく三条に周旋を依頼したとみられる。同月一九日付の伊藤宛木戸書簡にも、「昨日岩卿へ内々兄を御招にて、此度外国之云々も御相談被成度申出置候処、如何之御都合候哉。今日岩公より条公へ被申出板垣へ先御談し其より西郷へも御談し有之候由」とみえる。⁽⁶⁹⁾ 幕末以来の関係から、維新以降も岩倉がつねに大久保と連携して行動したのに対して、三条は木戸を大いに頼りにしてきた。それだけに、木戸の洋行は気の弱い三条にとつては大きな不安であつたにちがいない。そうした事情を十分承知の上で、岩倉は厄介な周旋に三条を巻き込んだともいえる。

木戸の配慮もあつて、一月下旬には、西郷、板垣も留守政府に残つて政権を支える意向を表明した。同月二七日、三条は岩倉に対して「内国之義は乍不束微力に及候限は努力可仕候」と書き送つた。⁽⁷⁰⁾ これで留守政府は万事円滑なスタートを切つたかにみえた。しかし、ここに至るまで政府内では依然として、使節派遣をめぐる内紛が収まらなかつた。火種は大蔵省にあり、同年九月下旬から翌一〇月中旬にかけて俄かに顕在化した。事実上留守の大蔵省を束ねる井上馨が俄かに豹変し、使節派遣に反対の姿勢を示したのである。明治四年九月二五日

付大隈宛三条書簡には、以下のような内容が記されていた。⁽¹⁾

大久保大藏卿洋行被仰付候上ハ、大藏省之処井上大輔專任無之テハ同省之事務相奉、太政官不申、就テハ同人義能々納得_レ不仕候テハ如何と懸念仕候。昨日評議之通ニ有之候得ハ、井上之議論とハ聊相違ニも可有之候間、宜承服居合相付候様程克御咄合有之度、甚以御苦勞之義ニ候得共足下へ相託申候。宜談合頼入度候。今日相招候用事右以書取申入候也

三条は事情を知つて大藏卿大久保の洋行に異論を唱える井上の動向を危険視し、財政にも通じた大隈に井上との調整役を託したとみられる。もちろん三条は留守政府において自らの相談相手となる大隈に信を置いたにちがいない。三条にしては迅速な対応といつてよからう。井上が俄かに辞意を表明したことから、大藏卿の大久保もあわてて事態の收拾に向け西郷との協議に入った。同年一〇月上旬の大久保の日記を追つてみよう。⁽²⁾

一八日今朝井上大輔入来云々之事件示談。今日正院へ出席論破進退を決するとのコトニ付懇々論示見合ニ相成候様談し候。岩公へ参昇形行御談西郷へも参示談す

一九日参朝井上之コトニ付先西郷掛リ云々ニテ、同人請合可有之哉尋呉候様大臣公より御談有之退出より西郷子入来云々示談今夕井上へ訪及示談候処、西郷之コト異論なし。乍去一体正院今日之姿ニテハ迎も御請難出来ト之事故直様同行ニテ今夕岩公へ出頭御談し申上候処云々ニテ引取候

このように、西郷も直ちに井上との会談に臨んだ。会談を終えた西郷によると、井上は西郷が留守を預かることに異論があるのではなく、正院のあり方を問題視していることが判明した。それは正院の調整機能への不安に

根ざしていた。当時、政府の行政総量の七割近くを分担していた、いわゆる「大大蔵省」は一段と独立性を保持するようになった他省との摩擦を回避するためには、どうしても正院の総合調整機能を強化する必要があった。井上の憂慮もまさにそこにあつたといつてよからう。⁽⁷³⁾

井上が指摘した正院の機能不全は、すでに太政官三院制が発足した明治四年七月末頃から懸念されていた。正院事務章程には、「左右両院ノ奏事取捨ノ便宜施行ノ緩急ハ本院ノ特権タリ」と定められていた。確かに一見正院は左院、右院以下の政府機関に対して優位に位置づけられているかにみえる。しかし一方で、各省は「凡立法施政司法ノ事務ハ其章程ニ照シテ左右院ヨリ之ヲ上達セシメ、本院之ヲ裁制ス」とされたことから、ボトムアップ型の政策決定が制度化され、事実上政策形成の主導権は各省卿の掌握するところとなつた。ためにその後、「各省独立シテ、右院ハ有名無実、正院ハ事務ニ日々遠サカリ」といつた制度の有する基本的矛盾が顕在化してゆくことになる。⁽⁷⁴⁾

かかる懸念は留守政府が始動するとほどなく現実のものとなり、独立する各省が各々の領域において新規の政策を矢継ぎ早に打ち出した。意外なことに、留守政府期に近代化は加速された側面がある。⁽⁷⁵⁾しかし、政治過程は政策競合の場と化し、佐佐木や井上が予想したようにしだいに混迷の様相を呈した。これでは新政府の軍事力を一手に握っていたかみえた西郷も何らなす術がなかつた。そもそも西郷主導の留守政府など絵に描いた餅にすぎなかつた。したがって、留守政府の断行した明治五年の地方巡幸が西郷により主導されることもなかつたにちがいない。むしろ実際の行政は、三条―大隈ラインにより推進されていた。⁽⁷⁶⁾

以上、留守政府の政治指導についてみてきたが、これを踏まえて再び同政府により挙行された地方巡幸に目を向けることにしたい。すでに述べたように、明治五年の地方巡幸をめぐっては、筆者と同様の問題関心から再検討を加えた朴氏のすぐれた研究がある。同氏は上掲の「全国要地巡幸建議」(以下、「建議」)について考察するに

あたり、洋行中の大久保が西郷隆盛・吉井友実に宛てた「明治五年七月一九日付別啓書簡」に注目した。同書簡中、大久保は巡幸をめくり宮内省と兵部省の内談よりできた「建白書」は、『新聞雑誌』によれば海軍省よりの建言であつたのではないか、との疑義を呈した。朴氏は大久保の指摘は正しいとし、上述の「建議」を『明治天皇紀』第二巻より引用する。その部分を上述の「全国要地巡幸原議」と照合してみると、同文であることが確認される。⁷⁷

ここで大久保書簡の内容に入る前に一考を要すべきは、その日付である。朴氏は先の論考において、この書簡を『大久保利通文書』第四卷、四五二頁から引用したとしているが、同文書の当該頁には、同じ西郷隆盛・吉井友実宛書簡でも「明治五年十月十五日付」の別啓書簡があがっている。同書簡は同じ「十月十五日付」の西郷・吉井宛の先便で、英国での近況を伝えた大久保の書簡の「別啓書簡」として『大久保利通文書』に載せられている。同文書には、朴氏のあげる「明治五年七月十九日付」西郷隆盛・吉井友実宛書簡も見出されるが、これはいわゆる「別啓書簡」ではない。⁷⁸

上述の「建議」に関連して朴氏が引用したくだけは、「十月十五日付別掲書簡」には登場するが、「七月十九日付書簡」には見出せない。それでは、「十月十五日付」という日付が誤っているのだろうか。日付についていえば、上述のように、同書簡は「十月十五日付書簡」の別啓書簡にあたり、そもそも英国での近況を伝えた「十月十五日付」書簡には八月一二日付の西郷書簡で大久保に知らされた「兵部省紛紜」の件にふれられている。したがって、少なくとも兵部省の案件（西郷がかかわった省内の紛議）が「七月十九日付」書簡に登場することは考えにくい。もちろんこうした海外との書簡の交換には、郵送上のタイムラグを考慮する必要がある。ただ、書簡などの中では、たとえ新たな省名として陸軍省と海軍省がすでに成立していたとしても、従来の兵部省の名称がそれ以降もしばらく使用されることはありえよう。

これは単に朴氏の日付の誤りにとどまるものではなく、同氏が注目する重要な論点、すなわち「建議」と明治五年の地方巡幸との関連性を考察する上でも看過すべきではなからう。なぜなら、同氏はこの書簡を端緒として「建議」の主体やその提出時期を明確化しようとしているからである。朴氏は同「建議」の中で、巡幸の予算についてこれを負担する「宮内省」や「大蔵省」に「省」が付されているのに対し、「海軍」や「陸軍」には「省」が付されていないことに着目した。同氏はそこから「建議」が陸軍省と海軍省が成立する明治五年二月二十八日以前に、両省の前身である兵部省と宮内省とが主体となつて「出されたものであることを示している」とする⁽⁷⁹⁾。

かかる朴氏の指摘は、「建議」と明治五年の地方巡幸との密接な関係を示すものであり、巡幸の目的を久光対策のみに矮小化すべきでないという点で筆者も大いに賛同したい。ただし問題は、「建議」の内容を検討する前提として取り上げた上掲の大久保書簡にみえる「海軍省ヨリノ建言トテ、新聞雑誌ノ内ニ有之候」のくだりを如何に理解するにかかっている。そもそも朴氏が引用したのは、同書簡の文面の内、二行程の抜粋である。そこで以下に、明治五年一〇月一五日付西郷隆盛・吉井友実宛別啓書簡を取り上げ、書簡全体に込められた大久保の意図を明確にしておきたい。⁽⁸⁰⁾

御巡幸中之形行時々欧米新聞ニ発行イタシ候事ハ先便ニも申上タルト覚ヘタリ。然ルニ二城公之御建言ト申モノ其ママ新聞紙ニ出、先月中旬頃ニも候半廻歴中ニ聞キタリ。其趣旨必ス設ケタルモノニアラス。左モ有リツラント思ヘリ。只疑ラクハ新聞紙連中へ如此事漏洩スル筈ナシ。是等ハ等閑ニ差置クヘキニアラス、自ラ如オアルマシトハ遥察仕候得共、内秘密ノ事宇内へ発露イタシ候様ニテハ誠ニ一大事トハ申モ愚カナリ。發出シタル事件ハ無致方候得共、将来ノ為屹度御糺シ有之嚴罰ヲ御当テ被成度且又因ニ申上候。

御巡幸ノコトニ付、小子中辰中、宮内省ト兵部省ト御内談ニテ出来タル建白書ノ如一紙ヲ内見イタシ候処、右書面海軍省ヨリノ建言トテ新聞雑誌ノ内ニ有之候。是ハ事実ノ相違ハ勿論大ニ聖徳ノ隆否ニ関係可仕折角之盛典天下欣慕奉

ル処ニ某々ノ建言トテ、公然ト新聞紙ニ出候テハ遺憾之至ニ堪ス候。吉井君御職掌之事ニ付跡事ナカラ愚哀申候ナリ

同書簡で大久保が西郷、吉井に伝えたかったのは、第一に本来極秘として取り扱うべき情報が海外の新聞に漏洩していることへの注意喚起であった。とりわけ天皇の巡幸についてとかくの内部情報が報じられている時代に憂い、天皇に側近として仕える兩名に対し警鐘を鳴らしたのである。一行が鹿児島に立ち寄った際には、久光から建白書が提出されたが、これが外部に漏れたことを大久保は遺憾として、事の重大さを指摘した。

そうした文面において、大久保はかの「建議」に言及したのである。書面にみえる「小子中戻中」とあるのは、大久保が条約改正交渉に必要な全権委任状を入手すべく一時帰国したことをさしている。大久保は明治五年二月一二日にワシントンを出発し、同年三月二四日に東京に到着した。全権委任状の発給には思いのほか時日を要し、大久保が横浜を出帆したのは五月一七日のことであった。まさに初の地方巡幸のため、天皇が皇城を出発する六日前のことである。⁽⁸⁾

そうすると、上掲の書簡に「御巡幸ノコトニ付、小子中戻中、宮内省ト兵部省ト御内談ニテ出来タル建白書ノ如一紙ヲ内見イタシ候」とみえることから、大久保は両省による建白書を三月二四日以降、五月一七日以前に「内見」したと考えられる。すでに同年二月二八日に兵部省は廃され、陸軍省と海軍省とが設置されていたが、なおも大久保は兵部省なる旧名を使用していたことになる。こうした状況を勘案すると、朴氏が主張するように「省」があるか否か、新省設置後政府関係者の間で直ちに省名の変更が周知徹底していたかは俄かに断定できない。大久保がこのとき一時帰国した期間がわずか二か月足らずであったことを考えれば、なおさらであろう。

また、大久保書簡にみえる「海軍省建白書」と記された『新聞雑誌』第四五号（明治五年五月）の付録記事で大久保がみたのは使節団に再び合流して後のことと考えられ、「建白書」の作成主体が宮内省と兵部省であるこ

とを知る大久保にしてみれば、新聞記事にそれが「海軍省」と明らかに異なっていることに容易に気づいたであろう。しかもそうした相違もさることながら、大久保がより危惧したのは政府内の重要な情報がいとも簡単に漏洩し、海外の新聞にまで掲載されたことであった。今回の巡幸で天皇一行が鹿児島を訪れていた六月二十八日、島津久光は行在所において「至尊御学問之事」以下一四箇条にわたる建白書を提出した。⁽⁸²⁾ 上掲の書簡にはまた、「某々ノ建言トテ新聞紙ニ出候テハ遺憾之至ニ堪ス」とあるが、これはもちろん久光の建言（建白書）をさしている。大久保が嘆き憤慨したように、新政府の情報管理の杜撰さはいささか度を越していた。

以上を要するに、「建議」の主体やその時期について先行研究の多くが依拠してきた「陸軍省ノ提出スル所ナリ」とする『明治天皇紀』の記述には疑義が生じることになろう。ただし、岩壁氏らの検討を踏まえると、「建議」（案）は幾度も書き替えられている。また、廃藩置県の際に成立した太政官三院制下において兵部省を統括したのは山県有朋兵部大輔であり、山県は巡幸に先立つ明治五年五月七日、陸軍大輔として吉井友実宮内少輔や川村純義海軍少輔らとともに、御巡幸取調御用掛に任命された。先に朴氏が取り上げた西郷隆盛・吉井友実宛大久保書簡の内容を含め考えあわせると、「建議」案は早い時期から兵部省と宮内省が中心となって検討が加えられ、おそらく明治五年二月二十八日以降、五月初旬頃までに陸軍省と海軍省双方から建議された可能性が想定されよう。

上掲の大久保の書簡から、留守政府は大久保ら洋行中の政府要人らとも意見交換していたことがわかる。上述のように、それは巡幸をめぐり「宮内省ト兵部省ト御内談ニテ出来タル建白書」を大久保が「内見」していたことからも明らかである。⁽⁸³⁾ 比較的早い段階から、留守政府内では天皇の行幸を側近としてサポートする宮内省と未だ若い天皇の負担軽減可能な海上交通を担う兵部省が中心となって計画が練られていた可能性が高い。

もちろん西郷に宛てられていることから、同郷の大久保と西郷との間で久光への対応が話し合われた可能性を

否定するものではない。しかし、同書簡の宛名が吉井と連名であることを勘案すれば、親しさを優先して想定しうるし、兵部省と宮内省の関係者（西郷は参議であるが、兵部省・陸軍省の抱える問題について山県を何かと支えていたことはまちがいない、吉井はそもそも大久保が宮内大丞に送り込んだ人物）でもあることから、選ばれたと考えられる。上掲の大久保書簡の中で「海軍省ヨリノ建言トテ」とあるのも、よくよく考えれば、多くの艦船、人員を派遣し負担の大きい海軍省から建議が出ない方がむしろ不思議なくらいであろう。

一方、筆者は「建議」の主体がたとえ海軍省であったとしても、近衛兵を出す陸軍省をそこから外す道理はないと考える。両省が兵部省（陸軍部・海軍部）から分離・独立したばかりであることを考慮すれば、なおさらのことであろう。明治五年五月一三日に決定した寮省の供奉員をみても、陸軍省五人に対して海軍省は一人と一見多いが、やはり陸軍省には近衛兵も含めた上で比べれば、両者に大きな差はなかったとみるべきではあるまいか。「建議」は地方巡幸の目的といった理念的な部分もあるが、経費の問題など現実的な要素が加味されており、海軍省、陸軍省の両省から出されても違和感はない。⁽⁸⁴⁾

現に、明治五年五月七日の達には、以下のようにみえる。⁽⁸⁵⁾

同布告（略）（五年五月七日、第四百四十八号布告）

大蔵陸軍海軍宮内

来ル二十三日、東京御発輦御軍艦ニテ大阪並中国西国筋御巡幸被仰出候条此旨相達候事

（但御道筋其他巨細ノ儀ハ追テ可相達事（五年五月七日達））

以上のように、明治五年の大阪並中国西国御巡幸については、大蔵省、陸軍省、海軍省、宮内省に達が出され

た。予算の分担にしたがった対応ともいえるが、陸軍省と海軍省をここでとりわけ区別する必要性は見出せない。「行幸録」や「随幸私記」などを典拠する『明治天皇紀』によると、「建議」にみえる巡幸の目的は「聖明の四海に君臨するや、蓋し内は以て全国の形勢・民情を察し、外は以て万国の対峙する所以を知り、群僚百官をして各々其の職務を奉ぜしめ、而して天下を富岳の安きに置き、更に皇威を海外に輝かすにあるのみ」とする⁽⁸⁶⁾。かかる目的と理念をもって実施された同年の地方巡幸は近代日本におけるいわば最初の「京外行幸」であり、明治天皇に従う形で燕尾服を身に纏った西郷以下陸軍省、宮内省幹部らおよそ七〇名が随行した。海路は御艦龍驤を使用し、陸路では独自の鹵簿が組まれた。最初に鹵簿を編成した鳥羽港到着後、山田に及ぶ陸路では、地方官として初めて度会県権参事、山下尚らが奉迎し、前駆の地方官に続いて鹵簿が組まれたが、「建議」に謳われたようにそれは実に簡素で沿道の民衆を一樣に驚かせたという。上述のように、行幸の行程は臨機に変更され、従駕形態も経験的に形成され、古代日本の行幸が踏襲された側面が大きいことはまちがいない⁽⁸⁷⁾。

こうした準備や巡幸の有り様は緻密な計画の下に遂行されており、巡幸の主目的が少なくとも鹿児島⁽⁸⁸⁾の難物、久光の慰撫・上京要請だけではなかったことを物語っているといえよう。したがって、明治五年の巡幸を特異な政治目的に矮小化して捉えるべきではないと考えられる。かかる理由から、筆者は佐々木、宮崎両氏の説にはしがたい難く、大筋において朴氏の説を支持するものである。

四、地方巡幸と中央集権化

明治国家の地方制度に関する大島美津子氏の研究によれば、太政官発足当初、新政府は統治の正統性を確立するため「天皇親政」や「王土王民」を唱え、「新統治圏の正統性の基盤を封建社会成立以前の行政区域の援用に

求めた」との推測を示した。⁽⁸⁸⁾ 筆者もほぼ同様な見方に立って、明治国家のモデルを古代の律令国家に求め、その地方統治の政策手段として天皇の地方巡幸を取り上げたことがある。⁽⁸⁹⁾ 大鳥氏のいう「新統治圏の正統性の基盤」とは、その前にある「新政府の統治の正統性を確立するため」の天皇親政論に基づく地方統治をさし、筆者の考える「地方統治の政策手段としての地方巡幸」にも通じるものである。天皇親政論に基づく地方統治は廃藩置県以降、新政府による中央集権化政策として具体化された。大鳥氏のあげる「封建社会成立以前の行政区域の援用」も地方巡幸もともに、そうした具体化の一手段であったといえよう。それは、古代律令国家の統治手段に淵源が見出される。⁽⁹⁰⁾

上述のように、明治新政府は王政復古や天皇親政をスローガンに古代の京外行幸をモデルとして援用しつつ、とりわけ廃藩置県以降に六大巡幸を断行した。ことにより、府県制の定着を企図して中央集権化が推進されたと考えられる。それは、ちょうど古代日本の律令政府が京外行幸を通じて国郡制の定着をめざしたのと同様の構想と手法であったといえよう。⁽⁹¹⁾

これと同様に朴氏も、廃藩置県後に中央政府の中核となった太政官が廃藩置県の理念を貫徹し、府県制の実があがるように、明治五年の巡幸を計画したと論じた。また、長谷川氏はこうした朴氏の研究から、同氏の「巡幸は府県庁の官員と民衆に対する『人心教化』策として行われた」との見解に触発され、巡幸における府県の対応につき分析を加えた。⁽⁹²⁾ 両研究とも、明治国家形成期の地方制度については大鳥氏の研究を踏まえている。本稿もこれら諸研究の成果をより一層深化すべく、その前提として如何に古代の京外行幸が明治の六大巡幸のモデルとなっていたかを確認しておきたい。

それに先立ち、いま一度明治五年五月の全国要地巡幸建議をふり返ると、行幸の目的については「聖明の四海に君臨するや、蓋し内は以て全国の形勢・民情を察し、外は以て万国の対峙する所以を知り、群僚百官をして

各々其の職務を奉ぜしめ、而して天下を富岳の安きに置き、更に皇威を海外に輝かすにあるのみ」と記されていることがわかる。⁽⁹³⁾ 明治国家は天皇に統治権を認める国体論の具体化としての王政復古に始まり、国家権力を行使する明治政府はそれを神道の国教化や臣民教育などの政策手段に転化した。こうして、あらゆる機会をとらえて天皇の権威により政権の正統性の確立がめざされたのである。なかでも行幸は有力な政策手段であった。新政府は六大巡幸を通じて地方官による地方統治を補完・強化しようと試行錯誤を繰り返した。⁽⁹⁴⁾

幕末から維新にかけて活性化した国体論は多様であるが、わけても平田派の国体論が玉松操や岩倉を通じて政体構想に投影されたことは見逃せない。岩倉が明治三年九月に「建国策」と題する意見書をまとめたことはよく知られている。同じ頃、岩倉は江藤新平ら懐刀の維新官僚に命じ「国体昭明政体確立意見書」を準備させた。⁽⁹⁵⁾ これら意見書において、岩倉は国体論を踏まえ天皇制国家を構想した。具体的な方策としては、近代国家の建設をめざし郡県制の導入が謳われている。そのためには「世襲知事」はもはや不要であり、中央政府が行政権を掌握して東京に在住する「藩知事」が二、三年に一度、藩地にもどって藩政を指導する仕組みが必要であるとされた。⁽⁹⁶⁾

こうした構想が西郷の同意や時流に乗って廃藩置県に結実していったことはすでに述べた通りである。これとセットで発足したのが太政官制にほかならない。しかしこの太政官三院制が突如として成立したわけではなく、その前身として版籍奉還に伴い大宝の古令に倣って二官六省からなる職員令体制が構築された。こうした復古的な改革を制度・人事の両面から指導したのは肥前の国学者、枝吉神陽の弟、副島種臣であった。弘道館の教授であった父、枝吉南濠の唱えた「日本一君論」を受け継いだ神陽と副島は、天皇を中心とした律令国家を理想とする尊皇思想家であった。⁽⁹⁷⁾

副島は早くに版籍奉還を唱え、大久保や郷里の鍋島閑叟にも入説していた。⁽⁹⁸⁾ 「堂上公卿やら国学者やらが西洋

の翻訳みたような官制では承服しないといふので、三条、岩倉の両卿相から私に命ぜられた」と副島はふりかえっている。⁽⁹⁹⁾ 佐佐木高行もいささか辛辣に「岩公モ大久保モ学問ハ無之、古例等ノ義ハ副島ノ力ヲ頼ム風アリ」と日記に記している。⁽¹⁰⁰⁾ こうした経緯からも明らかのように、古代日本の律令国家をモデルに天皇制国家として構想された明治国家の政治的中枢には太政官制が採用された。この政治体制においては、実質的な政治権力を行使する太政官による諸施策は天皇の権威により正統化される仕組みとなっていた。

一方、急進派、開明派とされた木戸は「皇国をして統一するに在らずんば、皇国を維持し億兆を安ずる能はず」と廃藩に傾斜していた。しかし、お膝下の長州藩からは願書が出され御親兵には参加せず、日田県地方に発生した反政府運動の鎮圧が優先された。薩摩の久光の言動も広義の反政府運動であることを考えれば、多様な反政府勢力を抑止することが政府にとってまず急務であった。広く政府関係者の間に廃藩置県を急ぐ心理が働いたとしても何ら不思議はなからう。明治四年二月七日付岩倉宛大久保書簡にみえる「兵隊御取扱之事」には「山口藩願書」の件も含まれ、これが皇国の行く末を左右するだけに、政府には断固たる姿勢が求められた。⁽¹⁰¹⁾

廃藩置県の翌年に大規模な九州・西国巡幸が断行されたのは、それが維新政権の掲げる王政復古・天皇親政と西洋化・開明政策を推進する上で不可欠であり、反政府勢力を制圧するためにも有効と考えられたからにほかならない。行幸は地方統治を進める上で古来、用いられた伝統的な方策であった。

古代の京外行幸時に行われる国見の儀礼は、地域支配の正統化にその目的が求められる。大王による国見は、山や丘など高台からその地域を眺望する一種の巡視活動として発展した。その後、京外行幸の際に行われる国見は、大王・天皇に対する地方豪族の服属儀礼として定着していった。『風土記』等に見える国見の伝承は、在地首長層の支配を大王の事績に仮託することにより権威化されたといってもよからう。記紀をはじめ万葉集等にも散見される「国見」は、早くも五世紀ごろには支配下の国情視察という政治目的から遂行されたとみられる。⁽¹⁰²⁾

一方、『唐六典』卷三十の京兆河南太原牧及都督刺史条や唐開元七年令当該条には、「諸州刺史、毎年一巡行属県、觀風俗、問百姓」とみえ、養老戸令国守巡行条にも同様に「凡国守。毎年一巡行属郡」と規定されている。国守は毎年一度部内を巡行し、民衆を教導すると同時に、郡領の能不を觀察するとした規定である。同条の解釈をめぐり、任務の重要性に鑑み穴記、跡記、讚記等の集解諸説は、国守が不在の場合に介以外の代行を禁じた。日唐令の比較から明らかなように、郡領の政績能にはわが国固有の側面が見出される。令制以前の国見の慣行が踏襲されたものとみられる⁽¹⁰⁸⁾。

行幸に伴う服属儀礼は、天皇と在地首長層との関係維持の観点から捉えられる。天皇と在地首長層との関係性を受け継ぎ、天皇が国守を通じて地方を統治しうる所以は、岡田精司氏や大津透氏らが指摘するように、「食国」の思想にある⁽¹⁰⁹⁾。『万葉集』卷一、卷六にも、「藤原我宇倍爾食国乎」あるいは「吾大王乃食国者」などとみえる。これは、天皇が統治される国という意味と解される。同様に、統紀にみえる即位の宣命にも必ず「食国」の語が登場する⁽¹¹⁰⁾。つまり五穀豊穰を祈りその土地の産物である食物を神とともに共食する儀式は一種の服属儀礼であり、それを通じてその地に対する支配権が確認されたと考えられる。こうして食物供献の儀礼によって、地方豪族と天皇との間に支配・服属関係が成立したのである。

神龜元年二月甲午条の聖武天皇即位の詔は、先帝元正が聖武に対し詔したもので、そこには「食国天下」とみえる。元正がいうように、この「食国天下」は父の文武が聖武に賜った天下ということになる⁽¹⁰⁶⁾。「食国」の対象は畿外の諸国で、その地で收穫された食物を供し、食してもらうことにほかならない⁽¹⁰⁷⁾。いわば、こうした服属儀礼を通じて支配と服従の関係が確認された。これはすでにかつて拙稿で述べたように、天皇(大王)は行幸において在地首長層(国造)との服属関係を確認する種々の儀礼を営むことになる。それは、在地社会の伝統的儀式を踏襲、発展させたものにほかならない。いうまでもなく、律令制の導入、律令国家の確立に伴い、天皇の

代理人としての国司がこれを日常的に代行することになっていった。⁽¹⁰⁸⁾ 贅なども在地社会に伝統的にみられる貢献儀礼と考えるべきであろう。それは「国見の伝統をひき」、支配領域における服属関係を確認する食物貢献儀礼として行幸にも継承されていった。⁽¹⁰⁹⁾

こうした古代の京外行幸の伝統は、同様に天皇制国家の形成を志向する明治国家においても引き継がれた。天皇の京外行幸が国司により代行され律令に国守巡行条が定立されたように、近代の地方巡幸にあっても各地の地方官が天皇の職務を代行し、その地方統治は天皇の權威により正統化されたといえよう。上述のように、地方巡幸は確かに中央集権化に資する政策手段であったが、それはけっして容易な施策ではなかった。二世紀半を超える封建制が、廃藩置県により、そう容易く突き崩されるはずもなかったからにほかならない。いわゆる難治県とよばれる地域もあり、特別の配慮が施された。確かに廃藩置県以降、府県は三府七二県へと統合され、多くの府県で出身者以外の地方官が選任されたが、鹿児島、熊本、高知、岡山、福井などの各県には旧藩の出身者が充てられた。以上の五県には、明治四年一月に各々、鹿児島藩士・大山綱良、熊本藩士・山田武甫、高知藩士・林有造、岡山藩士・新莊厚信、福井藩士・村田氏寿が参事に任官している。⁽¹¹⁰⁾

多くの府県で新たに着任した新地方官は人心の一新と新規の改革を断行すべく思い切った人事の刷新と新たな施策の遂行に邁進したが、旧習に染まった風土が大きく立ちほだかり思うように改革は進捗しなかった。この頃、地方行政を所管した大蔵省は切齒扼腕し、ついに明治五年二月八日、廃藩置県の趣旨を貫徹する旨の太政官布告三九号が出された。「従来ノ仕来ニ泥ミ其儘押移候県々モ有之候趣ニ相聞ヘ不容易事ニ候」との大蔵省の伺に対して、太政官は「一切ノ事務其他官員選挙等ニ至迄旧習ニ拘泥候向モ有之哉ニ相聞不都合ノ至ニ候条、総テ旧習ニ不拘新古判然区域ヲ分速ニ改正ノ見込相立、廃置ノ御趣意屹度致貫徹候様可相心得事」と布告した。⁽¹¹¹⁾

廃藩置県後、新政府は同年末までに「府県官制」、「県治条例」そして「県治官員並常備金規則」を矢継ぎ早に

布達し、地方官官制構築の着実な一歩を踏み出した。⁽¹²⁾「県治条例」により、地方官の任用には太政官への伺い出が定められ、中央政府による地方官人事への統制が加えられた。しかし、どこでも大蔵省の思い通りに事が運んだわけではない。上述の太政官布告が出されたのは、強力な旧習の前に大蔵省が手を拱いたからにほかならない。大島氏が指摘するように、東北、中部、関東では朝敵藩であった地域を中心に旧藩勢力とは無関係に府県庁が編成されたのに対し、中国、四国、九州など西日本では旧藩勢力との連続性の強い地域が顕著であった。⁽¹³⁾朴氏によると、上掲の太政官布告に対する評価はいま一つわかりにくい⁽¹⁴⁾が、要するに太政官が新府県を統制する行政機構であることを知らしめようとしたということになろう。

ただし朴氏の指摘のうち看過できないのは、廃藩置県後の太政官は「府県一治ノ実効」をあげるため、「未だ旧藩体質・旧藩意識を温存している新府県庁・新府県民への対策が必要となった時期に、その具体的な対策として太政官内で兵部省の『建議』が出され(中略)それ故に『建議』には『今ニ及ンテ断然此盛挙(巡幸―引用者)ヲ決シ天下ノ人ヲシテ朝意ノ響所ヲシラシメ』と述べていることであろう。つまり同氏は、地方巡幸に文明開化への障害を除去する「人心教化」の効果が期待されていたとみるのである。⁽¹⁵⁾

この年の九州・西国巡幸では、燕尾服を着用した西郷参議以下陸軍省首脳、宮内省幹部ら総勢七〇名が明治天皇に随行した。上述の通りの理由から、同巡幸は主として海路、龍驤艦が用いられた。五月二五日、鳥羽に上陸後は、地方官の下山尚度会県権参事を筆頭に同県官員らが前駆する形で鹵簿が組まれた。沿道で一行らを出迎えた民衆らは、その服装と簡素な鹵簿に驚いたとされる。⁽¹⁶⁾同年五月一七日に口達された「中国西国御巡幸沿道府県心得方」にしたがい、虚飾を廃し実をとり民衆の負担軽減に配慮した。確かに口達には「御巡幸御道筋沿道府県心得方ノ儀ハ可成敏速無之テハ目的モ如何ニ付」としつつ、同心得方に「御行列拝見可為勝手尤往来人不及差止諸民営業平定ノ通可相心得事」とみえる。

このように、新政府は、先に挙げた「建議」の線で地方統治策の一環として地方巡幸を位置づけ、ほぼ日常的に同政策の効果を最大化することに集中していたことがわかる。⁽¹¹⁷⁾ よって、明治五年の巡幸は、新政府の欧化・開化政策に反発する久光を慰撫するために俄か造りの巡幸ではなく、中長期的視点から兵部省、宮内省、大蔵省が太政官を中心に企図した施策であったことは明らかであろう。

五、明治九年地方巡幸の政治的意義

明治五年の地方巡幸後まもなく、「東国巡幸」が企図された。上述の「建議」の趣旨からいっても、西国の後は東国への巡幸をというのは自然な流れであったといえよう。新政府による天皇の君徳培養や地方統治・地域振興など内務行政の進展といった観点から、政府首脳がこうした巡幸の推進をめざすのは至極当然であった。前者の見地から宮内省が、そして後者の立場から内務省が天皇の巡幸に積極的な姿勢を示した。宮内省は明治初年から進めてきた天皇親政体制のより一層の発展を期して、内務省は廢藩置県後の新しい地方制度の定着を図るべく、地方巡幸のさらなる実施は願ってもない好機と捉えられたにちがいない。⁽¹¹⁸⁾

しかし、かかる思惑はまもなく頓挫の憂き目をみた。なぜなら、明治五年後半から翌六年にかけて、留守政府は様々な矛盾を露呈し混乱を深めたからにはかならない。明治六年一〇月には、ついに征韓論の政変により政府は大きく分裂した。太政官三院制の機能不全をはじめ、肥大化した大蔵省と他省庁との予算紛議など難問が次々と噴出し、地方巡幸どころではなくなったのである。⁽¹¹⁹⁾ 明治六年の政変後、いわゆる大久保政権が誕生したが、佐賀の乱や台湾出兵問題が発生し、巡幸の環境はなかなか整わなかった。⁽¹²⁰⁾

明治八年に入ると、大久保政権はようやく落ち着きを見せ始めた。そして同年五月七日に日露間で樺太千島交

換条約が締結されたのを機に、政府内で北海道巡幸をめぐる議論が再浮上した。榎本武揚全権の露都での懸命の談判が実を結んだとはいえ、函館を中心に現地においては漁業権をめぐり条約の内容とロシア側の強硬な姿勢との間に齟齬を生じ、政府も対応に苦慮していた。⁽¹²⁾ こうした情勢を踏まえて、天皇の北海道巡幸による民情の安定が急がれた。

条約が締結された七月五日、三条太政大臣、大久保内務卿、木戸参議らは早速参内し、「一同、北海道御巡幸ノ事ヲ言上」するに及んだ。⁽¹²⁾ しかし、対朝鮮関係の緊迫化など懸案事項が持ち上がり、問題はまたしても棚上げとなった。ようやく同年七月五日、三条らは再び参内して、天皇に北海道巡幸を提言するに至った。天皇はこの年、第二皇女、薫子内親王に生まれ、練兵、乗馬、学問の日課をこなすなど充実した日々をおくっていたが、政府を取り巻く政治情勢には厳しいものがあつた。しだいに社会の情勢にも通じ始めた天皇は、かえって三条らの上陳を「聴納あらせられず」、態度を保留した。そこで七日、三条が「更に奏請せしが尚聴したまはず、来年は早く之れが準備をも整へ、好時節を以て行はせらるべき旨を宣したまふ」ということになった。⁽¹³⁾

かくして熱心な三条の北海道巡幸の奏請が嘉納されると、直ちに三条から「乞車駕北巡上奏稿」が提出された。⁽¹⁴⁾ 上奏稿の冒頭には、「前日御前ニ於テ北海道巡幸ノ議ヲ奏ス」とみえ、ついで以下のような意見が記されていた。

臣伏シテ惟ニ、先ニ維新ノ初メ皇化未タ恰カラス、辺鄙ノ民概ネ皆故見ニ慣レ、旧習ニ泥ミ、覇府アルヲ知テ皇室アルヲ知ラス、陛下モ亦辺鄙ノ人情景況ヲ知り玉ハス、上下離隔、聖旨通セス、是ヲ以テ巡幸ノ盛筭アリ、明治五年先ツ西九州ニ至リ将ニ来歳ヲ待テ東北ニ及ハントス、而シテ六年十月朝鮮遣使ノ議興リ、続テ佐賀ノ乱、台湾ノ役アリ、故ヲ以テ其事ヲ遂ケ玉ハス、是已ムヲ得サルニ由ルト雖、臣窃ニ其闕典タルヲ憾ム、抑東土ノ皇化ニ霜ハザル古昔ヨリシテ然リ、況ヤ北海道ノ僻遠ニ於テヤ、維新ノ際、首ニ都ヲ東京ニ遷シ玉フ者ハ、時勢ノ変ニ応シ、土地ノ宜ニ適シ、実ニ聖明ノ深慮ニ出ル者ナリ、近コ口樞太地方、魯國ト交換ノ約アリ、自後北門ノ鎖綸益々嚴固ナラサレハ辺

鍾ノ守備実ニ安心スヘカラス、夫僻遠ノ土地ヲ開拓シ、辺鍾ノ守備ヲ嚴固ニセントスル、陛下其土ニ親巡シ、変域ノ広狭ヲ視、民情ノ厚薄ヲ察シ、群黎ヲシテ親ク仰戴ノ君主アルヲ知ラシムルヨリ急且要ナルハナシ、方今国家多務、加之両院ノ創立、左大臣ノ進退等其事輕キニ非ス、決シテ逸ヲ事トシ玉フ時ニ非ルハ論ヲ俟タス、雖然、只管ヲ政府ノ常務ニ汲々トシテ未タ手ヲ遠大ノ鴻圖ニ着クルニ暇アラストセハ、臣窃ニ陛下ノ為ニ取ラザル所ナリ、何トナルハ事ニ大小ノ異アリ、行フニ輕重ノ別アレハナリ、縱令世論百端、群議已ムナキモ陛下顧慮シ玉ハス、断然鳳駕ヲ北海道ニ進メ玉ハハ、全国ノ人皆眼ヲ転シテ陛下下挙措ノ大ナルニ注キ、瑣々ノ紛議ハ自ラ消歇セン、且夫西巡アリテ北幸ナキトキハ、均ク国民ニシテ幸ノ別アルヲナス、是大ニ一視同仁ノ聖旨ニ副ハス、臣甚タコレヲ憂フ、臣切ニ望ムラクハ、陛下力ヲ遠略ニ致シ、心ヲ壯図ニ喝サハ国威自ラ拡張シ、規模從テ恢廓、固陋ノ人民漸ク開明ニ進ミ、僻地ノ土境モ遍ク徳化ヲ被リ、庶幾ハ中興ノ盛業是ニ於テカ其成績ヲ見ルヘシ

三条ら政府首脳は民情の安定のみならず、北海道、東北の開拓を推進する上でも天皇の巡幸の重要性を感じていたことがわかる。戊辰戦争で新政府軍に強硬に抵抗した東北の諸藩との関係構築も無視しえない課題であった。王土王民思想の具体化という側面もあったことはまちがいなからう。天皇の聖徳をもって国威を發揚し、文明開化を前進させることが期待されていた。⁽¹⁶⁾

しかし、まもなく江華島事件が勃発したことから、巡幸の件はしばし延期となった。三条の上奏が実現をみるには結局、翌九年六月を待たねばならなかった。同年五月下旬、宮内省から政府上層部への進言がなされた。それに先立ち、君徳培養を求める侍講の元田から宮内省幹部への働きかけがあった。明治九年五月の徳大寺実則内務卿・東久世通禧侍従長・杉孫七郎宮内少輔宛元田書簡には次のようにみえる。⁽¹⁷⁾

天皇陛下東巡の駕、將に近きに發せんとす。諸公台下繩勉供奉惟遅ならず。永孚特に一夕の閑を請い、粗席を設け、

以て離懷を尽さんと欲す。……然るに区々ノ愚困終に止むこと能はず、敢て一書を以て台下に陳す。伏請諸公其愚を諒焉。夫奥羽の巡幸は紀元二千五百有余年未曾有の一大盛事にして、而して地方人民の休戚利害係焉、諸公台下の侍従供奉、其任責実に重く且大なりと云はざるべけんや。陛下の英明と台下諸公の賢且忠とを以てすれば、徳沢の敷暇荒恩威の中外に伸るは惑い無きなり。而して永孚の諸公台下に望む所の者は、特り徳沢の下に流るるを望むに非ずして、誠意の聖心に満たんことを希ふ。惟り恩威の外に及ぶを望むに非ずして、規模の帝量に充たんことを希ふ也。何となれば則、彼地古昔化外に付し、中古叛服常ならず、其土俗頑硬の慣習因循して、一新の始に及べり。……然り而今日一新変与二百里の外に巡幸し、諸大臣随従以て時康を調理するは、陛下の聖徳と諸功臣の力とに頼ると雖も、抑亦時勢の然らしむる所也。……陛下の規模公大ならざる所ある時は、則其一時精勵する所の者言語形貌の上止まつて、民心を久遠に服すること能はず。聖徳をして隆を先皇に比し、盛名を後代に流すに足らず、豈惜しむべきの太甚に非ざらんや。……其啓沃亦平素の比に非るや知る可き也。故に還幸の非、陛下聖識の発揚規模の龐大なる、亦当日に十倍すべきや必せり。然らば此巡幸や、奥羽一時の幸福に非ずして、即ち天下将来の慶祥、永久豈予め諸公台下の為に支足拭目して之を待たんとす。永孚妄昧謹て啓す。

行幸本来の目的である民衆への徳沢だけではなく、天皇自身の成長が期待されていたことがわかる。明治四年、安場保和の推挙により侍読として宮中入りした元田は、つねに天皇のお側にあつてひたすら君徳輔導に専心した。元田は大久保や吉井友実らの意向を体して宮中改革にも熱心で、木戸ら要路に「侍傳の官」の創設を力説して回つた。明治九年の頃のことである。この頃、内閣顧問の職にあつた木戸は、東久世や杉らとも比較的頻繁に接触の機会をもつていた。⁽¹²⁸⁾ 元田は天皇に「帝王之学」を施すとともに、君徳培養のため様々な試みに果敢に挑戦した。⁽¹²⁹⁾ 巡幸もその一つといつてよからう。⁽¹³⁰⁾ 川越氏によれば、東久世はこれを受けてか供奉する侍従らに東北における地方行政の遅れに目を向けるよう注意を喚起したといふ。⁽¹³¹⁾

一方、大久保は内務行政の中核として殖産興業を重視し、民業の奨励に力点を置いた勸業政策と海外直輸輸出社の設立を建議して貿易の振興との両立をめざした。明治九年五月、大久保は大隈大蔵卿と連名で三条太政大臣宛に貸付局の設立と資本手形の発行について建議した。この大久保の長文の建議書を読んでみると、当時の日本は入超に傾いていたのに比して、日本製品は海外での販路を拡大できずにいた。そこで大久保は貸付局を開設し資本手形を発行することにより、資本供給を増やし産業の振興を促進しようと企図したのである。⁽¹³²⁾

明治九年五月二三日、大久保は明治天皇の東北巡幸の先発員として東京を出発した。⁽¹³³⁾大久保は栃木、若松、福島などを経て仙台入りした。当初、大久保は仙台までは先発し、そこで天皇一行を待つ予定であったが、これを変更して秋田から青森まで足をのばした。こうした先発を通じて、大久保は東北開発の可能性を予見したにちがいない。

大久保は同年六月二四日、岩倉に上申書を提出し東北の民情と将来展望について述べた。同上申書には、「御巡幸民庶ノ喜悅大早ノ雨ヲ望ムカ如ク憂ヲ忘レ食ヲ忘レ」とした上で、「要スル所教督誘導ヲ主トシ山川ノ便路ヲ開鑿セハ、富強ノ基ハ此地ニ可有之ト存候」とみえる。すなわち同地方の勸業により一層力を注げば、必ずやわが国経済の発展に資すると大久保は期待を抱いたのである。⁽¹³⁴⁾この年の東北巡幸を通じて、大久保は野蒜築港計画を着想した。詳細は筆者が現地をつぶさに踏査の上まとめた明治一〇年代前半の幻の国際貿易都市構想を参照されたい。⁽¹³⁵⁾

大久保は、奥羽地方の各県からの報告に基づき、地方長官や主務の諸官らによる会議体の設置を構想していた。こうした地方官が巡幸に際し天皇の鹵簿を先導することにより、地方官としての役割や地方行政の責任者としての自覚を強めた。また、巡幸の途次に地方官は沿道の民衆らの目前で天皇により權威化されることになった。明治九年五月六日、内務省は東京府、埼玉県、磐前県、茨城県、栃木県、福島県、宮城県、岩手県、青森県に対し

「心得方」を布達した。⁽¹³⁶⁾ 同年の「心得方」には、「但御休泊ノ場所及供奉官員宿割其他手續巨細ノ儀ハ御先出張内務宮内両省官員ト商議可取計事」とみえ、前回の明治五年地方巡幸との明らかな違いをみせている。こうした先発員の派遣は、明治一一年以降の巡幸に引き継がれた。

明治九年の巡幸においては、大久保以下、宮内省から宮内少丞、桜井純造ら三名、内務省から内務権大丞、北代正臣ら一一名が先発した。その構成は同巡幸の目的が天皇の君徳培養と内務行政の進展にあったことを如実に物語っており、後者のウエイトが高かったことを明らかに示しているといえよう。以上の経緯からみて、そこには大久保の意図が色濃く投影していたと考えられる。大久保が先発するのは同年五月二三日であるが、これに先立ち大久保は同月一〇日、三条宛てに以下のような上申書を提出していた。⁽¹³⁷⁾ 大久保は鳳輦の一足先を巡視し、天皇一行が着輦すると上奏して、その後再び先回りして、あらかじめ行く先々の実況を検分しようとしたことがある。

利通今般奥羽筋 御巡幸之供奉 御先発被 仰付候未タ奥羽各県之地方ヲ実檢不致候ニ付 御發輦ニ先タツ凡十日前
ニ發途仕栃木若松磐前福島置賜山形鶴ヶ岡ノ七県ヲ巡視致シ宮城県ニ於テ 御着輦ヲ待チ奉リ伺天機地方之実況奏シ
畢ラ又 鳳輦ニ先タチ秋田県ヲ巡視シ岩手県ニ於テ御着輦ヲ待チ奉リ夫ヨリ青森県迄供奉隨行可仕候間此段予メ上申
仕置候也

先遣隊を率いた大久保が政府に上申して巡幸の道筋を変えさせたこともあった。天皇が北海道に足を踏み入れたのは、その端的な一例といえよう。長谷川氏が北海道立文書館所蔵の「御巡幸書類其四」を用いて明らかにしたように、開拓使東京出張所の西村貞陽らは天皇が函館に上陸して「民疾」を問うことがなければ「一視同仁」とはいえないとした。開拓使三等出仕の杉浦誠は宮城県にあった大久保を訪ね、天皇が上陸しないと民衆が失望

するとして大久保に北海道巡幸を強く迫った。大久保はこれを岩倉に上申し、それは函館「御駐輦」の達に結実した。⁽¹³⁸⁾

かくして巡幸の道筋が固まっていた。宮内庁書陵部の岩壁氏らの研究からも明らかのように、明治九年の巡幸についても当初は海路が検討されたようである。それが往路については陸路に変更された理由として、同氏は港湾の安全性か「国見の儀式、国民への天皇存在のアピールにせよ、天皇の『僻地ノ地』への巡幸ではその目的を達することができないとの判断」を挙げている。上掲の三条の上奏などを勘案すれば、おそらく後者に力点があったことはまちがいなからう。現に、先発については内務省から宮内省や陸軍省への働きかけがなされていた。⁽¹³⁹⁾やはり天皇が地方官の先導で沿道を行き、民衆がそれを仰ぎ見るといった可視化を通じて地方官の地方統治の正統化や天皇の統合機能が発揮され、天皇自身も古代以来の「国見の儀」により帝王学を修得することになったと考えられる。

大久保は多難な時期ではあったが、殖産興業や地方行政を所管する内務卿としてつぶさに奥羽地方を巡視し、地方官を鼓舞し權威化し、それによってさらに勸業政策にも資する行幸に期待をかけたにちがいない。大久保先遣に伴い省務をあずかった林友幸内務少輔に対して、大久保は「地方官人撰之義ハ兼テ御談申上候通、還幸後十分精撰致可申付其内ハ何方も先其儘ニ而被差置候様仕度」と出發当日に書き送った。⁽¹⁴⁰⁾林への書簡中には若松県の県令、参事について具体的にふれるなど、地方官の人事にも意を用いた。この日、大久保は巡幸先発早々古河駅から以下のような書簡を林に宛てている。⁽¹⁴¹⁾

今朝発足当所ニ而日没相成候ニ付一泊致し今日埼玉県令へ面会候処、岸良埼玉県参事 転任被仰付候ハ、鶴岡県七等出仕吉田清英へ跡代り被付度旨承候。尤地租改正等之事務も有之候付急々相運候様取計異度卜之事故、吉田にも何れ

事務引継も有之候得トモ一応帰県之上ニ無之而ハ直様被命候訳にも至るましく併貴台迄申遣候様可致返詞致置候間、
早々帰県可致旨御諭被下度小子鶴岡県へ参候ハハ県令へも相談し速ニ相運候様可申合候 (後略)

廢藩置県以降に打ち出された地方官制は、旧慣と対抗しながら地租改正など難事業を推進する主体として、内務省が設置されてからも諸懸案に直面していた。これを持ち越え中央政府の施策を地方に浸透させるには、その担い手である地方官の人事への配慮が重要であったことはいうまでもない。明治九年は、地方行政史上の一大転換期にあつていった。大久保率いる内務省は、府県区画の大幅再改定だけでなく、大規模な人事異動を敢行、地方官の任地への定着を推進するため、同年七月に県官任期例を公布する。北海道・東北巡幸はその直前に断行された。⁽¹⁴⁾

両者の間に大久保を媒介として密接な関係があることは疑いない。すでに内務省は太政官に対し、同年五月一日付伺に「其一度其地方ニ任ズレバ他ニ転任セズ」との方針を求めていた。⁽¹⁵⁾同日、大久保は三条に対し「地方官任免例」の草案を提出し、允許を求めた。その際の建議書には以下のようにみえる。⁽¹⁶⁾

凡ソ内治ノ本ハ専ラ地方ニ在リ、地方ノ治挙ヲサレハ国ノ隆盛ヲ期ス可ラス。然リ而シテ其治ヲ挙クルハ、地方官ヲシテ該地方ニ安着本務ニ鞍弓シテ他念ナカラシムルニアリ。之ヲシテ本務ニ鞍弓他念ナカラシメント欲スレハ必ラス其方法ヲ設ケサル可ラス。茲ニ地方官任免例ヲ草シ以テ鄙見ヲ上陳ス。

かくして同年七月二一日の還幸後まもない同月二十九日、太政官は県令の任期を一二年とする県官任期例を布達したのである。大久保は帰京すると、直ちに禄制改革と同時に「諸県廢合ノコト」につき大蔵省、内務省関係者と評議を重ねた。そして同年八月一九日、岩倉との間で「各県廢合弥御発表」に決したのである。⁽¹⁶⁾大久保は帰京

後、不自由さを感じるほどの腫物に悩まされながらも、怠りなく関係者との意見交換に邁進した。北海道・東北地方巡幸を通じて見聞、体感した地方行政の停滞を地方官人事により打開しようとした大久保の並々ならぬ熱意を感じとることができよう。

八月一三日付岩倉宛大久保書簡には「臨幸被為在候得ハ人撰等之細カニ御示談モ出来ましく候」とあり、大久保が事柄の重要性に鑑み慎重な人選を進めたことがわかる。⁽¹⁴⁶⁾勝田政治氏が指摘するように、「各県廢合」は難治県対策だけではなく、各府県の経費削減をめざした措置であった。同氏はまた、大久保だけでなく松田道之戸籍寮頭の書簡に着目し、地方官の人選と同時にその治績の評価が重視されていたとする。⁽¹⁴⁷⁾

留守政府期であった明治五年の地方巡幸とは異なり、明治九年の巡幸は先発の大久保のほか、供奉員として岩倉、木戸、大隈といった政権首脳が加わっていた。木戸は内閣顧問という立場であるが、君徳輔導に力を入れる宮内省の後ろ盾として参加していた側面が大きいいえよう。木戸日記に明らかのように、巡行中、木戸は岩倉と接触する機会が多かった。同日記には、七月一三日の記載として「岩倉右大臣徳大寺宮内卿の旅宿に至る。右大臣は主上東京へ還御も相迫り、乍恐此供奉中奉鏡し処に付前途の事も益注意御補佐無之ては不相成辺も深く痛按いたせし処無腹藏陳述し置けり」とのくだりがみえる。⁽¹⁴⁸⁾そうした状況であったことも手伝い、巡幸先での出来事として天皇の御前で岩倉と木戸が衝突したらしい。政治のあり方や民情風俗をめぐる争論であったようであるが、両者は夜を徹し激しく遣り合ったと伝えられている。⁽¹⁴⁹⁾

北海道・東北地方巡幸において木戸が果たした役割は実に大きい。それは何といっても天皇が政治に覚醒する状況を造り出したことであろう。もちろんそれまでに、宮中においてつねに天皇に陪侍し君徳輔導に傾注してきた元田らの努力も看過できない。しかし元田はどこまでいっても学者であり、明治天皇を英邁な君主に育てあげるには、現実政治を肌身で知る元勲級の人材が是非とも必要であった。征韓論の政変後、天皇の政治的成長に不

安を抱いていた元田は岩倉ら政府首脳に「君徳輔導ノ要ヲ説キ又一書ヲ上リテ大臣ノ輔導ヲ尽言」、明治九年までに木戸を含め宮内省上層部にも入説を繰り返した。⁽¹⁵⁰⁾

よって、いったん政府を離れた木戸が明治七年五月、再び復帰したことは元田らにとつて大きな朗報であった。参議となった木戸は宮内省出仕を命じられ、事実上宮中のトップとして政権幹部に返り咲いたのである。しかも木戸は宮中改革に強い意欲を示した。天皇は奥向きの空間にあつて政治と遮断されていたため、君主としては余りに未熟であつた。同年末、侍従長の東久世が意見書を提出して君徳培養を求めると、その翌年、木戸は俄然君徳輔導に乗り出した。⁽¹⁵¹⁾

明治九年の北海道・東北地方巡幸では、こうした君徳培養に熱心な内閣顧問で宮中トップの木戸と元田の薫陶をうけた侍従らが道中、天皇を何かと盛り立てた。川越氏も指摘するように、「行在所」は天皇の政治教育の場となつた。同氏がこのときの「行在所」を「『宮府一体』が実現した空間」と捉えたのは実に興味深い。⁽¹⁵²⁾ ここでは、政権の中核であつた大久保ではなく、木戸が岩倉とともに主導性を発揮したといつてよからう。⁽¹⁵³⁾

同巡幸が天皇の政治的覚醒の端緒となつたことはまちがいない。明治九年五月に侍講の元田が徳大寺宮内卿、東久世侍従長、杉宮内少輔宛に送つた書簡には、「識短く才拙くして、陛下の誠意を動かすこと能はざるを恥づ」としつつ、「百聞は一見に如かざるなり。蓋美地の人心を感動する焉より甚しきは莫し」と綴られていた。⁽¹⁵⁴⁾ さらに元田は「故に還幸の日、陛下聖識の発揚規模の龐大なる、亦当に今日に十倍すべきや必せり」とも記した。⁽¹⁵⁵⁾ 川越氏はまた巡幸の効果について一步踏み込み、「親政」への期待として「巡幸が通常政治に変化をもたらすもの」あるいは「天皇が政治を変えうる存在である、との期待」に着目する。これは幕末以来、維新官僚らが天皇を「玉」と捉えた延長線上に位置づけられる一種の政治利用とみることでもできよう。もちろん在野勢力も同様の期待を抱いたであろう。しかし、それはけつして本来の意味での天皇親政ではないことはいうまでもなからう。⁽¹⁵⁶⁾

六、おわりに

行幸は主として天皇制国家の形成期に政治的機能を發揮した。日本の古代国家も近代国家も天皇を中心として中央集権化を志向する天皇制国家であった。古代、近代の両時代の行幸には、中央政府が地方統治のため派遣した地方官（古代の国司、近代の府知事、県令など）の権威化という共通の政策目標が託されていた。ここでは近代天皇制国家である明治国家の形成期における六大巡幸のうち明治五年と明治九年の地方巡幸を取り上げ、多様な先行研究を整理した上で、未だ論争中の問題点について検討を加えた。

まず、行幸の研究史の中でもひと際注目を集めた原武史氏の研究を取り上げた。原氏は、ベネディクト・アンダーソンの『想像の共同体』の影響をうけたタカシ・フジタニ氏と牧原憲夫氏の研究に批判を加えた。フジタニ氏は「天皇の巡幸はやはり国民的結合の焦点とはなりにくかった。近代国民国家にとっては、時代遅れの儀礼様式だった」とし、そのため巡幸は、明治後期になって行われなくなったと論じた。これに対し、原氏は重要なものは抽象的に想像することではなく、「あくまで個別の天皇や皇太子の身体を媒介する、視覚的で具体的なものである」とした。同氏はまた同様の理由から牧原氏の研究を批判し、全国で行われる天皇にまつわる儀式により国民が認識する「想像の共同体」の確立によって「近代天皇制は安定」するとの見方を退けたのである。

こうした行幸に関する代表的な三者の見解について、筆者はいずれも一面的であると考ええる。フジタニ、牧原両氏の指摘するそうしたページェントによる国民意識の形成は否定しないが、明治政府が推進した行幸は王政復古に伴う古代日本の行幸「国見」の復活であり、けっして「時代遅れの儀礼様式」とはいえない。一方、原氏がこれら両者を批判する根拠として挙げる明治前期の行幸研究の偏重や明治後期の行幸の存在という指摘も、六大巡幸にみられる明治前期の行幸には国家形成期に特有の政治的機能が期待されていたとみる方が妥当であろう。

また、原氏の以下の指摘は首肯しえない。同氏は行幸に認められる「視覚的支配」について、「もっともそれは、明治になって突然出てきたものではなく、後述する徳川体制という、東アジアでも特異な体制が二百年以上も続いた『遺産』を半ば継承したものであった」として、「近世、近代日本に通底する支配様式」と捉え、「その代表的事例として、大名の参勤交代と、将軍や大名の日光社参に注目したい」と論じている。しかしすでに述べたように、明治前期の行幸は概ね王政復古に伴う古代行幸の再現と捉えるべきであり、近世の参勤交代や日光社参と結びつけて考えることには無理がある。大名が江戸と領地を往復する参勤交代についていえば、行列が通過する諸国は自らの領地ではなく、「視覚的支配」の対象とはならない。日光社参も将軍が大名らを従えて日光東照宮を参拝するもので、確かに幕府の強大な権力を印象づけたであろうが、天皇の行幸とは明らかに性格を異にしている。前者はあくまで権力の誇示であるのに対して、後者はその権威により国家や民衆の統合を図るといふより大きな目標が設定されていた。

各論としては、明治五年の九州・西国巡幸の目的を如何に理解するかをめぐる見解の対立がある。宮崎康氏や佐々木克氏のように、同巡幸の目的を鹿児島・島津久光の慰撫等に求める見方と、その目的はあくまで廃藩置県以降の開明政策・地方政策とみる朴三憲氏のような理解とにおおよそ分かれる。筆者は後者の見解を支持する。その論拠を提示したのが第三章である。ここでは、論拠として同巡幸を断行した留守政府の政治的意図や計画性、そして六大巡幸の第二弾となる明治九年の北海道・東北地方巡幸との連続性を取り上げた。

前者については、久光の新政批判を薩摩出身の西郷らへの反発等感情的かつ一時的なものとするべきではなからう。久光の新政批判は廃藩置県以前から繰り返し返され、上京後も政権内における守旧的改革まで継続していることにもっと注目すべきである。一方、留守政府首脳として久光の批判の矢面にあった西郷にも冷静な判断が認められる。大久保ら洋行派が西郷を留守政府に残したのは廃藩クーデターでみせた西郷の決然たる態度であった

し、西郷は鹿児島士族の給養等の生活保障を政府ベースで考慮するなど意外に冷静で長期的な展望を有していた。後者については、明治五年五月に陸軍省より提出されたとされる「全国要地巡幸建議」を留守政府の政治過程における作成経緯を大久保らの関係書簡から詳細に検討してみると、明治五年一〇月一五日付西郷・吉井宛別掲書簡から大久保が一時帰国中の三月二四日以降、五月一七日以前に、宮内・兵部両省の建白書を「内見」したことが明らかとなる。明治五年地方巡幸の準備や巡幸の有り様は緻密な計画性の下に遂行され、巡幸の主目的が久光の慰撫・上京の要請に限定されるとの見方は成り立たないことが明確に指摘できよう。

かかる明治五年の地方巡幸は、天皇親政論に基づく地方統治策の一環であり、古代律令国家の京外行幸をモデルに国郡制と同様に、府県制を定着させようとする政策的意図の下に実施されたと考えられる。それが天皇制国家の志向する中央集権化の有力な政策手段であったことはまちがいなからう。

つづく明治九年の北海道・東北地方巡幸は、新政府による君徳培養と地方統治・地域振興など内務行政の観点から推進された。明治六年末に発足した大久保政権は明治八年頃から安定性を増し、巡幸は同年五月の樺太千島交換条約の締結を機に、ほどなく俎上にのぼった。同巡幸の目的は民情の安定のみならず、北海道・東北地方の開拓政策を進展させるところにあった。戊辰戦争で新政府軍に対し強硬に抵抗した東北諸藩との関係再構築も、きわめて重要な課題とってよかった。

宮中では早くから元田が侍講、侍読として天皇の君徳培養に熱意を注いでいたが、明治九年に入ると内閣顧問の木戸も宮内省幹部の東久世や杉らと頻繁に接触し、君徳輔導に意を用いるようになった。明治九年の巡幸では木戸が大きな役割を果し、元田の薫陶を受け供奉した侍従らとともに巡幸を通じて天皇を政治的に覚醒させ、ときには熱意の余り深夜に岩倉と論争を繰り返り広げるほどであったとされる。

一方、殖産興業や地方統治の責任者であった内務卿の大久保は、巡幸の先発官として一足先に東京を出発した。

大久保らは「国見」の儀式を再現し、民衆に天皇の存在をアピールすると同時に、天皇に自覚を促そうとしたとみられる。大久保の日記や書簡からは、巡幸を機に勸業政策の推進と地方振興のより一層の進展を企図したことが明らかとなる。もちろん大久保は内務行政を統括する立場から、廃藩置県後の新しい地方制度の定着ぶりに注意を払い、地方官の任地との関係強化を図るために県官任期例への道筋をつけたことは特筆に値しよう。

- (1) 拙稿「古代行幸の政治的機能」『法学研究』六六卷六号、同「天皇行幸制の展開」『法学研究』六七卷一号。
- (2) 拙著『明治国家と官僚制』一九九二年、芦書房、同『日本行政史序説』一九九八年、芦書房を参照。
- (3) 拙著『天皇親政』一九九五年、中央公論社、参照。
- (4) 前掲拙著『日本行政史序説』、一八四頁。
- (5) 仁藤敦史「古代王権と行幸」(黛弘道『古代王権と祭儀』一九九〇年、吉川弘文館)、参照。
- (6) 石川千恵子「『東国』行幸の一考察」『日本歴史』四七六号。
- (7) 早川庄八「律令国家・王朝国家における天皇」『日本の社会史』第三卷、参照。
- (8) 前掲拙著『日本行政史序説』、二二二頁～二二二頁。
- (9) ベネディクト・アンダーソン「想像の共同体」二〇〇七年、白石隆・白石さや共訳、書籍工房早山。
- (10) タカシ・フジタニ『天皇のページェント』一九九四年、米山リサ訳、日本放送協会。
- (11) フジタニ前掲書、二二二頁～二二二頁。
- (12) 原武史『可視化された帝国―近代日本の行幸啓(増補版)』二〇一一年、みずす書房、八頁～一〇頁。
- (13) 原前掲書、一一頁。
- (14) 牧原憲夫『客分と国民のあいだ』一九九八年、吉川弘文館。
- (15) 牧原前掲書、一七二頁～一七二頁。
- (16) 原前掲書、八頁～九頁。
- (17) 原前掲書、一二頁。

- (18) 原前掲書、一四頁。
- (19) 原前掲書、一四頁以下。
- (20) 渡辺浩『東アジアの王権と思想』増補改訂版、二〇一六年、一九頁～二〇頁。
- (21) 原前掲書、一五頁。
- (22) 田中彰『近代天皇制への道程』一九七九年、吉川弘文館、第四章、参照。
- (23) 多木浩二『天皇の肖像』一九八八年、岩波書店、六四頁以下。
- (24) フジタニ前掲書、一八頁。
- (25) 佐々木克『明治天皇の巡幸と『臣民』の形成』『思想』八四五号。
- (26) 前掲拙著『日本行政史序説』、第七章、参照。
- (27) 佐々木前掲論文、一一三頁。
- (28) 宮崎康『明治前期の行幸についての基本的考察』『史報』三三三号。
- (29) 朴三憲『明治五年天皇地方巡幸―廃藩置県後、太政官成立の観点から―』『日本史研究』四六五号。
- (30) 朴前掲論文、四一頁～四二頁、『岩倉具視関係文書』第五卷、一七〇頁以下。
- (31) 牧原憲夫『巡幸と祝祭日 明治初年の天皇と民衆』(松尾正人『明治維新と文明開化』二〇〇四年、吉川弘文館)。
- (32) 前掲拙著『天皇親政』参照。
- (33) 『巡幸雑記』、『明治天皇紀』等参照。
- (34) 長谷川栄子『明治六大巡幸―地方の布達と人々の対応』二〇一二年、熊本出版文化会館)。
- (35) 長谷川前掲書、一九九頁～二〇四頁。
- (36) 色川大吉『近代国家の出発』(『日本の歴史』二二二卷)一九六六年、中央公論社、二七頁、遠山茂樹『天皇と華族』(日本近代思想大系2)一九八八年、岩波書店、鈴木しづ子『明治天皇行幸と地方政治』二〇〇二年、日本経済新聞社などにおいては、六大巡幸が総論としては取り上げられながら、各論では明治五年の巡幸が分析の対象からはずされ、明治九年以降の巡幸が検討にふされている。
- (37) 宮崎前掲論文、朴前掲論文を各々参照。

- (38) 拙著『明治留守政府』二〇一〇年、慶應義塾大学出版会。
- (39) 前掲拙稿「古代行幸の政治的機能」、同「天德行幸制の展開」を参照。
- (40) 『明治天皇紀』第三、五三五頁、『太政類典』第二編、第五十五卷を参照。
- (41) 前掲拙著『明治国家と官僚制』、七八頁以下。
- (42) 「諸省行幸」の詳細については、『太政官日誌』第五卷、『明治天皇紀』第二、国立公文書館所蔵『太政類典』中、行幸・行啓の項、『公文録』第二、壬申御巡幸雜録、前掲拙稿「天德行幸制の展開」を参照。最初の「諸省行幸」は明治四年九月三日の兵部省への行幸で、ついで同月、神祇官、外務省、大蔵省の順に行幸がなされた。行幸先の各省では省卿以下の幹部が召集され、慰勞と精勤を求める勅語が下賜された。
- (43) 前掲拙著『日本行政史序説』、一八二頁～一八五頁。
- (44) 本稿の当該部分の執筆にあたっては、宮内庁書陵部の岩壁義光、我部政男両氏らの編集になる『太政官期地方行幸研究便覧』二〇〇一年、柏書房に多くを負っている。
- (45) 「御軍艦ニテ御巡幸ノ公布」『公文録』明治五年「壬申御巡幸雜録」。
- (46) 海軍省宛正院達、『公文録』明治五年「壬申御巡幸雜録」。
- (47) 佐々木前掲論文、一〇一頁～一〇二頁。
- (48) 佐々木前掲論文、一〇一頁。
- (49) 前掲拙著『日本行政史序説』等、参照。
- (50) 『太政官日誌』等、参照。
- (51) 松尾正人『廃藩置県の研究』二〇〇一年、吉川弘文館、八〇頁～八四頁、『岩倉公実記』下巻、七二五頁。
- (52) 松尾正人『維新政権』二〇〇五年、吉川弘文館、一一六頁～一一七頁。
- (53) 『大久保利通日記』下巻、八九頁。
- (54) 拙著『大久保利通』二〇〇五年、吉川弘文館、七四頁。
- (55) 『大久保利通日記』二、一七三頁。
- (56) 『保古飛呂比』五、一六〇頁。

- (57) 家近良樹『西郷隆盛』（ミネルヴァ日本評伝選）二〇一七年、三六六頁～三六七頁。
- (58) 明治四年七月二〇日付桂四郎（久武）宛西郷隆盛書簡、『西郷隆盛全集』三、一二二頁。
- (59) 家近前掲書、三六六頁。
- (60) 鹿兒島県維新史料編纂所編『忠義公史料』七等、参照。
- (61) 落合弘樹『西郷隆盛と土族』二〇〇五年、吉川弘文館、一六八頁。
- (62) 芳即正『島津久光と明治維新』二〇〇二年、新人物往来社、松尾千歳『西郷隆盛と薩摩』二〇一四年、吉川弘文館等、参照。
- (63) 『西郷隆盛全集』三、一二九頁。
- (64) 落合前掲書、一七四頁をはじめ、同巡幸と久光を結びつける見方は強い。上掲の松尾前掲書、六三頁においても、「翌明治五年、明治天皇の西国巡幸がおこなわれた。これは西郷が久光を慰撫するために計画したもので、西郷は天皇に従い巡幸を取り仕切った」と論じられている。
- (65) 前掲『太政官期地方巡幸研究便覧』、二八頁～三〇頁。
- (66) 『大久保利通日記』二、一七八頁。
- (67) 『五代友厚伝記資料』第一巻、一六二頁～一六三頁。
- (68) 『大久保利通文書』四、三八五頁～三八七頁。
- (69) 『木戸孝允文書』四、二八九頁～二九〇頁。
- (70) 『岩倉具視関係文書』五、九五頁～九六頁。
- (71) 『大隈重信関係文書』一、四〇四頁。
- (72) 『大久保利通日記』二、一九二頁～一九三頁。
- (73) 前掲拙著『明治留守政府』、二二頁～二三頁。
- (74) 『保古飛呂比』五、一七三頁。
- (75) 前掲拙著『天皇親政』、七三頁～七六頁。
- (76) 前掲拙著『明治留守政府』、一三三頁。

- (77) 前掲『太政官期地方巡幸研究便覧』、二九頁。
- (78) 『大久保利通文書』四、四三二頁～四三五頁。
 朴前掲論文、二七頁～二八頁。
- (79) 『大久保利通文書』四、四五二頁。
- (80) 前掲拙著『大久保利通』、九九頁～一〇〇頁。
- (81) 前掲拙稿「天皇行幸制の展開」参照。
- (82) 『大久保利通文書』四、四五二頁。
- (83) 『太政官期地方巡幸研究便覧』、二六頁～二八頁。
- (84) 『公文録』、大阪並中国西國御巡幸達。
- (85) 『明治天皇紀』第二卷、六七四頁～六七五頁。
- (86) 前掲拙稿「天皇行幸制の展開」、第二章参照。
- (87) 大島美津子『明治国家と地域社会』一九九四年、岩波書店、九頁～一八頁。
- (88) 前掲拙著『日本行政史序説』、第七章、第八章参照。
- (89) 前掲拙稿「古代行幸の政治的機能」参照。
- (90) 前掲拙稿「天皇行幸制の展開」、一二頁～二三頁。
- (91) 長谷川前掲書、二二頁～二七頁。
- (92) 前掲『太政官期地方巡幸研究便覧』、二九頁。
- (93) 『明治天皇紀』第二卷、六七四頁、『太政官日誌』第二卷、前掲拙稿「天皇行幸制の展開」、二頁～三頁。
- (94) 佐々木克『岩倉具視』二〇〇六年、吉川弘文館、一四六頁～一五一頁。
- (95) 『岩倉具視関係文書』一。
- (96) 大園隆二郎『枝吉神陽』二〇一五年、佐賀本丸歴史館、安岡昭男『副島種臣』二〇一二年、吉川弘文館。
- (97) 『大久保利通日記』二、四九頁。
- (98) 丸山幹治『副島種臣』一九三六年、大日社、一二五頁～一三〇頁。

- (100) 『保古飛呂比』四、一一九頁。
- (101) 『大久保利通文書』四、二〇五頁～二〇六頁。
- (102) 前掲拙稿「古代行幸の政治的機能」、四頁以下。
- (103) 前掲拙著『日本行政史序説』、第七章参照。
- (104) 岡田精司『古代王権の祭祀と神話』一九七〇年、塙書房、「第一大化前代の服属儀礼と新嘗」、大津透『古代の天皇制』一九九九年、岩波書店、六二頁以下。
- (105) 岡田前掲書において、同氏はこの「ラスクニ」を「寧楽の京の繁栄よりももう一つ古い時代からの永い伝統」とみる。折口信夫氏もまた、「食国」とは「(天皇が) おあがりになるものを作る国」と理解されるとする。
- (106) 『統日本紀』二、一三九頁。
- (107) 大津透『律令国家支配構造の研究』一九九三年、岩倉書店、六頁～一四頁。
- (108) 岡田前掲書、直木孝次郎『飛鳥奈良時代の研究』一九七五年、塙書房等参照。これに関連する律令諸条および集解諸説を検討すれば明らかのように、律令政府は地方の自主性を尊重する方針であった。
- (109) 大津氏も前掲書において、贅を「共同体的協業」として捉え、「本来は神を祭るに際しての捧げ物としての食料品の意であったのが、天皇に対する水産物などの貢献物へと転化し、在地首長層の天皇に対する服属儀礼的性格を伴っていた」と総括している。
- (110) 『明治史料頭要職務補任録』等参照。長谷川前掲書、二二頁以下、大島前掲書、二二二頁以下。大島氏は、新長官による府県庁人事を「旧勢力追放と新県令を中心として新体制の創出」と説明する。
- (111) 『公文録』明治五年二月大藏省伺・指令。
- (112) 山中永之佑『地方自治立法資料集成』等、参照。
- (113) 大島前掲書、二九頁。
- (114) 朴前掲論文、二八頁。
- (115) ここで朴氏は「建議」の作成・提出主体である兵部省の大輔、山県有朋が明治五年一月四日に提出した建言書「内国陸軍ノ施設ヲ論ズ」を取り上げている。大山梓『山縣有朋意見書』一九六六年、原書房、四七頁。

- (116) 『明治天皇紀』二、六九一頁以下。
- (117) 前掲『公文録』、「御巡幸諸規」参照。
- (118) 川越美穂「明治九年巡幸における大久保内務卿の主導性」『日本歴史』二〇〇七年、八月号、五四頁～五五頁。
- (119) 前掲拙著『明治留守政府』、八七頁以下。
- (120) 前掲拙著『大久保利通』、一八二頁～一九二頁。
- (121) 安岡昭男『明治維新と領土問題』一九八二年、教育社、八八頁～八九頁。
- (122) 『大久保利通日記』二、四一三頁。
- (123) 『明治天皇紀』第三、四七三頁。
- (124) 国立国会図書館憲政資料室「三条家文書」。
- (125) 遠山茂樹『天皇と華族』（日本近代思想大系2）一九八八年、岩波書店、四七一頁～四七二頁。同書には、「明治七年、八年の内外政治問題の続出と反政府勢力の台頭にもかかわらず、その直接的対応とは別次元の『遠大ノ鴻図』をかかげての天皇の大旅行に世人の眼を集中せしめるといふ政治効果」という視点も同時に示されている。
- (126) 佐々木前掲論文、一〇二頁～一〇三頁。
- (127) 『元田永孚関係文書』、一八四頁～一八六頁。
- (128) 『木戸孝允日記』三、三三二頁以下。
- (129) 前掲拙著『天皇親政』、一〇八頁以下。
- (130) 西川誠「木戸孝允と宮中問題」『明治天皇と政治家群像』二〇〇二年、吉川弘文館、四七頁以下。
- (131) 川越前掲論文、五四頁。
- (132) 『大久保利通文書』七、一九九頁～一三三頁。
- (133) 『公文録』明治九年五月二二日付史官宛届出書。
- (134) 『大久保利通文書』七、一六五頁～一六七頁。
- (135) 前掲拙著『大久保利通』、一九八頁～二〇二頁。
- (136) 『公文録』内務省内第二四号達「明治九年六月奥羽地方御巡幸沿道府県心得方」。

- (137) 『大久保利通文書』七、九五頁～九六頁。
- (138) 長谷川前掲書、五三頁～五四頁、七八頁～七九頁。
- (139) 前掲『太政官期地方巡幸研究便覧』、五二頁。
- (140) 『大久保利通文書』七、一三七頁～一三八頁。
- (141) 『大久保利通文書』七、一三九頁。
- (142) 大島前掲書、六〇頁以下。
- (143) 『公文録』明治九年五月一日付内務省伺。
- (144) 『大久保利通文書』七、八五頁。
- (145) 『大久保利通日記』二、五二六頁～五二七頁。
- (146) 『大久保利通文書』七、二〇一頁～二〇九頁。
- (147) 勝田政治「内務省内政の成立」田村貞雄編『幕末維新論集8 形成期の明治国家』二〇〇一年、吉川弘文館、二八七頁～二八八頁。
- (148) 『木戸孝允日記』三、三七六頁。
- (149) 前掲拙著『明治天皇』、一二三頁～一二四頁、飛鳥井雅道『明治大帝』二〇一七年、文藝春秋社、一七九頁～一八〇頁。
- (150) 『元田永孚文書』第一卷、一二三頁～一二四頁。
- (151) 坂本一登「明治天皇の形成」明治維新史学会編『講座明治維新4 近代国家の形成』二〇一二年、有志社、二四二頁～二四七頁。
- (152) 川越前掲論文、六六頁。
- (153) 『木戸孝允日記』三、三六六頁～三六七頁。
- (154) 『元田永孚関係文書』、一八五頁。
- (155) 前掲拙著『天皇親政』、第四章参照。